

第2章

良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項)

第1節 めざす将来像

1. 景観形成の理念
2. 景観形成の目標と基本方針
3. 景観の全体像
4. 景観形成の基本的な考え方の体系

第2節 景観形成方針

1. 景観形成のよりどころとなる視線
2. ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針
3. 重点地域の景観形成方針
 - (1) 視点場の設定と眺望の保全・向上
 - (2) 重点地域毎の景観形成方針
 - 熊本城周辺地域
 - 水前寺周辺地域
 - 江津湖周辺地域
 - 熊本駅周辺地域
 - 電車通沿線地域
 - 白川沿岸地域
4. 特定施設届出地区の景観形成方針
5. 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針

第1節 めざす将来像

1. 景観形成の理念

(1) 基本的な考え方

水と緑と歴史を活かし 地域と共に賑わいと活力を育む くまもとの景観づくり

阿蘇の大自然の恵みは、白川という水の流れとなって、あるいは、水前寺や江津湖に湧き出す水となって熊本に暮らす人々の生活を支えてきました。また、温暖な気候にも恵まれ、あふれる緑がこの都市をうるおしてきました。人々は生活の中で自然とつながり、そこで育まれた長い歴史や文化は、熊本らしい景観を生み出しました。

本市の景観を構成しているものは、自然が生み出す水の流れや地形等の基盤と、その上に長い時間をかけて人々の営みにより造られてきた都市の姿です。私たちは、このような水と緑と歴史を保全、活用することにより、賑わいや活力あふれる「熊本らしい景観」を、市民・事業者・行政が協働して創り、次世代に継承していきます。



2. 景観形成の目標と基本方針

(1) 目標

「水と緑と歴史を活かし 地域と共に賑わいと活力を育む くまもとの景観づくり」を景観形成の理念を踏まえ、本市がめざす景観形成の4つの目標を以下に示します。

①熊本らしさの印象を高める重要な場所での「眺望景観づくり」

熊本城や水前寺成趣園等の歴史にはぐくまれた熊本らしさを構成している象徴的な場所では、重点的な景観形成に取り組み、歴史や自然に彩られた象徴的な景観の保全、活用を図ります。

熊本らしさの印象を高める場所への眺望と、それらを取り囲む山並み等の自然環境への眺望を保全・創出し、市街地の中で身近に歴史や自然を感じられる眺望景観づくりをめざします。

②市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」

市内各所を結ぶ主要な道路や鉄道等は、本市の骨格であり、熊本を代表する観光地である熊本城や阿蘇へ人々を導くアプローチ空間でもあります。これらの沿道等をわかりやすく美しいものとし、市民の文化性や活力が感じられる沿道景観づくりをめざします。

③個性と愛着あふれる「地域景観づくり」

本市には、金峰山系や有明海等の自然景観や豊かな田園集落、快適な住宅地、活力ある商業地、歴史的建造物や鎮守の森等の魅力ある景観が点在しています。これらは、地域の環境に応じて形成されてきた市民に身近な個性と愛着ある景観です。こうした地域特性や地域景観資源を活かした愛着あふれる地域景観づくりをめざします。

④多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

市民・事業者・行政は、熊本の景観づくりの担い手です。景観形成は、生活環境の快適性を高めることや地域コミュニティの育成、観光地としての活性化等につながります。

そこで、市民・事業者の景観形成への関心や自ら景観づくりを実践するという意識を高め、多様な主体が参画する協働の景観づくりをめざします。

(2) 基本方針

本市がめざす景観形成の目標の実現に向けて、5つの基本方針を以下に示します。

①熊本らしさの印象を高める重要な地域の景観形成を推進します

多様な景観が広がる市域において、市民や来訪者から親しまれ、熊本らしさを醸成する重要な地域である熊本城周辺、水前寺周辺、江津湖周辺、熊本駅周辺、あるいは熊本空港周辺においては、現在の重点地域や特定施設届出地区、熊本空港周辺景観形成地区の指定を継続し、地域特性に合わせた景観形成のための施策を推進します。

また、本市の発展を支える都市軸である電車通りの沿線地域、熊本の大地をつくり豊かな風土をはぐくんできた白川の沿岸地域については、熊本らしい個性的な景観づくりを推進するとともに、本市への導入軸となる景観形成上重要な幹線道路沿道については、調和の取れた秩序ある沿道景観づくりを推進します。

さらに、中心市街地から広がる鉄道及び軌道、放射環状の幹線道路網の骨格軸上に形成される地域拠点においても、各地域の景観特性に合わせた景観形成を進めます。

これらの重点地域や地域拠点においては、地域の特性を引き立たせる魅力的な夜間景観づくりも進めていきます。

②郷土の自然や歴史を踏まえた建築物等や屋外広告物を誘導します

熊本城や水前寺成趣園、あるいは熊本駅のような都市の玄関口となる場所やアプローチ空間となる道路等は、本市の印象を高める重要な場所です。こうした本市にとって重要な景観を有する地域では、良好な眺望景観、沿道景観を保全・創出するために、建築物や屋外広告物等の規制や誘導を継続的に進めていきます。

新町・古町地区、川尻地区は、令和2年（2020年）に策定された熊本市歴史的風致維持向上計画に重点区域として指定されるとともに、町並みづくりガイドラインを策定しており、これらのガイドラインに基づいて、建築物等の形態意匠や色彩、屋外広告物の規模や意匠、色彩等の誘導を進めていきます。

その他の地域についても、周辺の自然環境やまち並みに調和した色彩・形態等の規制や誘導を継続的に進めていきます。

また、市民・事業者・行政の協働による、地域景観と調和した屋外広告物の誘導や改善のための活動等も進めていきます。

③良好な景観づくりのモデルとなるよう公共空間の質を向上します

白川や国道3号等の道路、あるいは水前寺江津湖公園等の都市公園等の公共施設は、本市の景観上の重要な要素であり、景観形成に大きな影響を与えるものです。こうした、本市の骨格となる公共施設については、景観重要公共施設の指定方針を設定し、良好な景観づくりのモデルとなるよう質の高い公共空間による景観形成を推進します。

また、身近な公共施設などについては、地域の個性を積極的に取り入れるよう努め、個性豊かな景観形成を推進します。

④豊かで美しい緑と水辺がつながるうるおいある景観を創出します

本市には、市域を取り囲む金峰山等の山々の緑や水前寺・江津湖等の豊かな水辺、白川や坪井川等の河川、農地で構成される美しい緑と水辺の景観が広がっています。

これらの景観を、永続的に保全継承することを基本としつつ、市街地においては、建築行為や開発行為の際に、積極的に緑化を進めていきます。さらに、公園や街路樹整備、公共用地の緑化、あるいは民間の建物緑化や敷地内緑化を進めるとともに、景観重要樹木の指定制度等を活用します。

これらの取組により、緑と水辺がつながる豊かで連続性のある魅力的な緑の景観づくりを進めていきます。

⑤地域の個性創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みをつくれます

市民一人ひとりが参画する地域主体の景観づくりを実現するため、また、地域での落ち着いた生活環境の確保や郷土愛の醸成のために、地域特性に応じた地域の景観形成のあり方を関係者で共有しつつ、まち並み景観や眺望景観等の地域固有の良好な景観資源の保全・活用や市民提案制度の運用等を促進します。

また、景観に関する多様な情報発信、景観教育等による啓発活動の推進により、市民や事業者の景観に関する意識の醸成を図り、官民が連携して景観形成を進める仕組みづくりを進めます。

①熊本らしさの印象を高める重要な地域の景観形成を推進します

②郷土の自然や歴史を踏まえた建築物や屋外広告物を誘導します

③良好な景観づくりのモデルとなるよう公共空間の質を向上します

④豊かで美しい緑と水辺がつながるうるおいある景観を創出します

⑤地域の個性創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みをつくれます

図 2-1 基本方針の関係図

3. 景観の全体像

本市のめざす良好な景観の全体像として、景観特性、都市構造、地形の特性、地域の個性を踏まえ、5つの面的なゾーンと2つの連続性のある軸を設定しています。

本市の都市構造を踏まえて、都市型居住景観形成ゾーン、都市近郊型居住景観形成ゾーン、郊外型居住景観形成ゾーン、田園景観・既存集落景観保全ゾーン、自然環境景観保全ゾーンの5つの面的なゾーンを設定し、これらのゾーンを横断的に通る JR 沿線、電車通り、外環状道路等を沿道景観形成軸、さらに白川、坪井川、井芹川等を水辺景観形成軸として設定しています。

また、全ゾーンに関連し、熊本らしさを印象づけ、その個性を際立たせるために重点的に景観形成を推進していく6つの重点地域と良好な沿道景観形成を図る特定施設届出地区、あるいは熊本空港周辺景観形成地区を設定しています。

さらに、都市型居住景観形成ゾーン、都市近郊型居住景観形成ゾーン、郊外型居住景観形成ゾーンに、市民サービス機能や生活サービス機能が集積した地域拠点が設定されています。

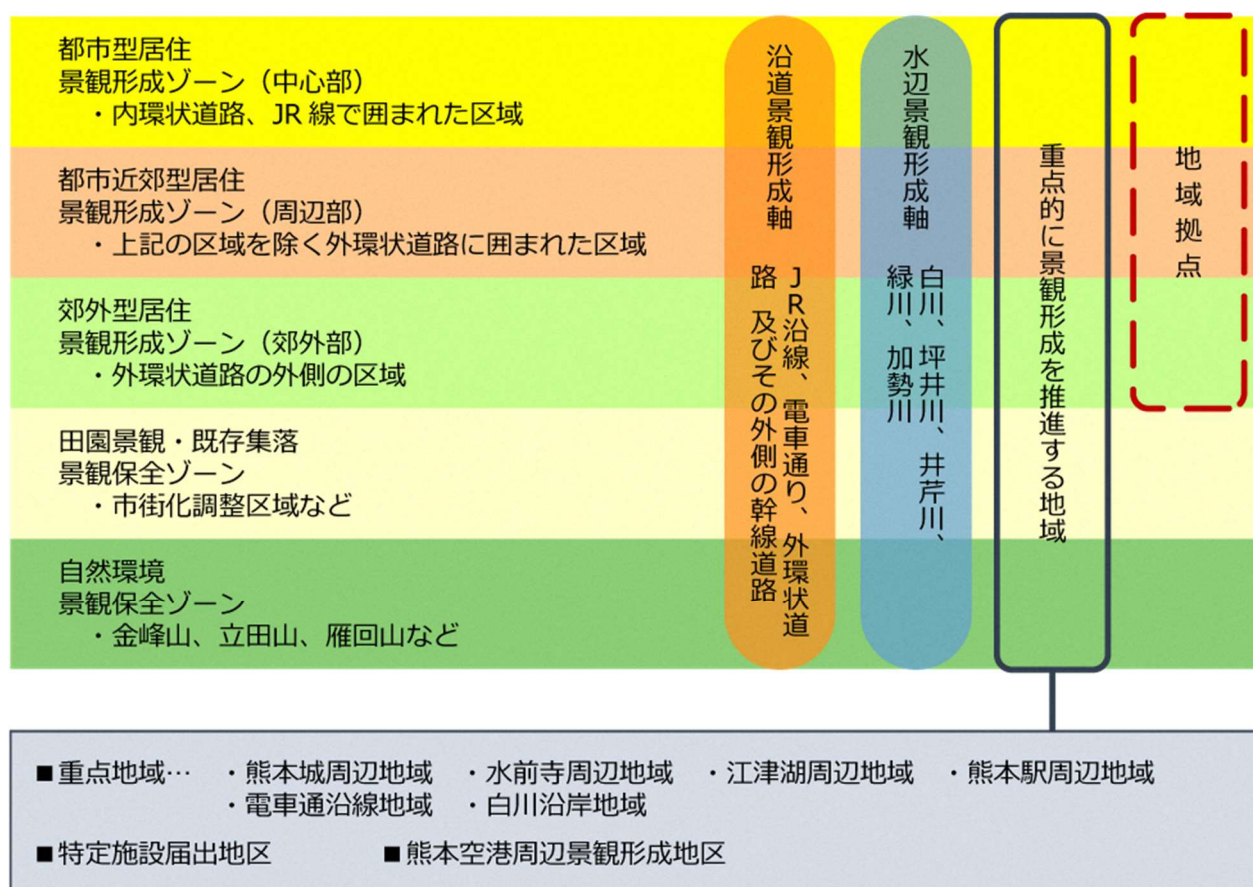


図 2-2 ゾーン・軸・地域拠点の概念図

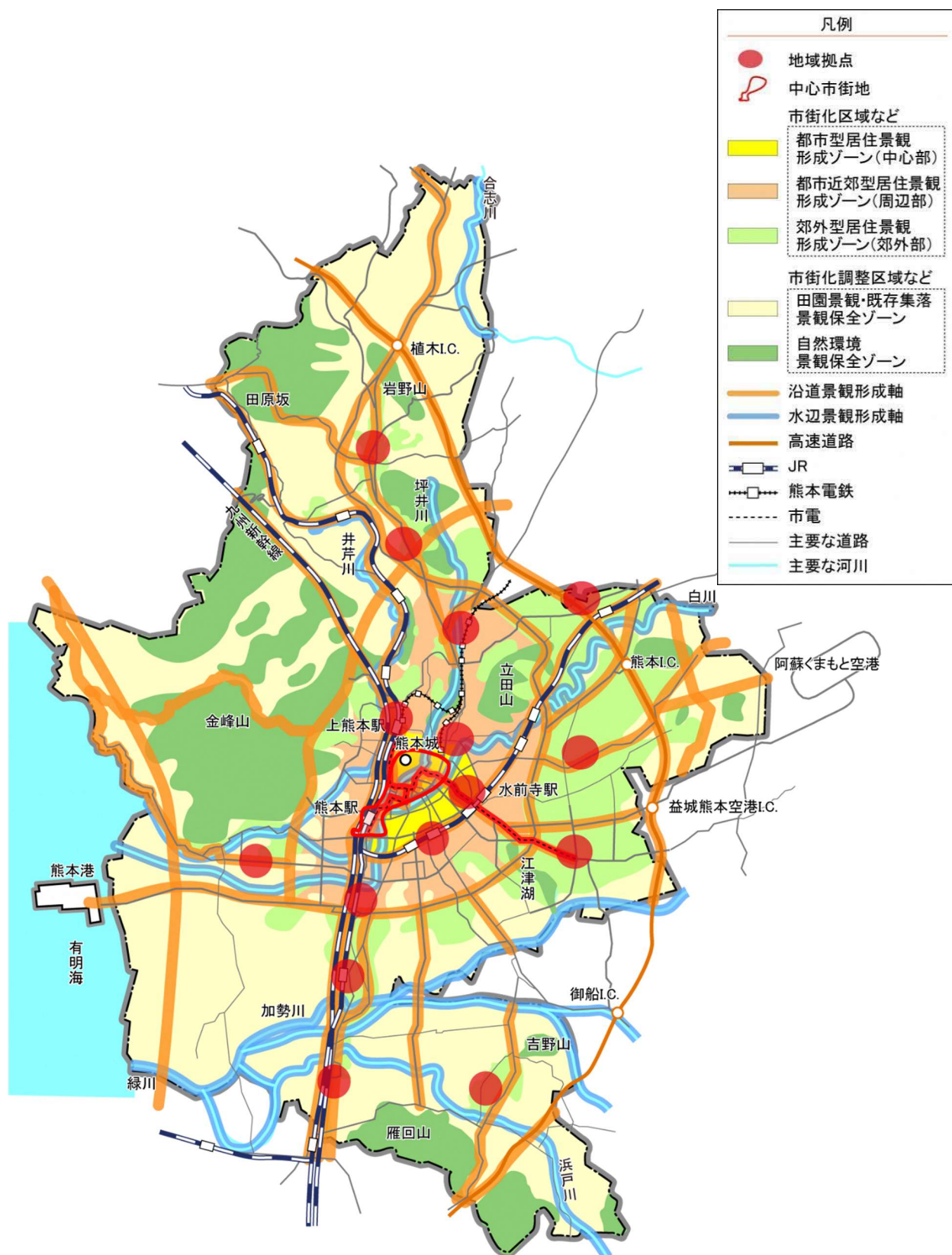


図 2-3 ゾーン・軸・地域拠点 位置図



図 2-4 重点地域・特定施設届出地区・熊本空港周辺景観形成地区 位置図

様々な景観の賞を受賞しています！

熊本市は、平成 20 年（2008 年）に緑の都市賞の国土交通大臣賞、平成 23 年（2011 年）に「熊本城復元整備とまちづくり」がアジア都市景観賞、平成 25 年度（2013 年度）都市景観大賞の都市空間部門で熊本駅周辺地区が大賞（国土交通大臣賞）を受賞するなど、これまでに景観に関して様々な賞を受賞しています。

令和 4 年（2022 年）には、（公財）都市緑化機構が主催する第 42 回緑の都市賞において、県内自治体では初となる最高賞の「内閣総理大臣賞」を受賞しました。

令和 4 年第 42 回緑の都市賞「内閣総理大臣賞」受賞概要 ー持続可能な「森の都」の大展開ー

近年、緑の「量」の充実に加え、緑の「質」の向上を図るため、中心市街地にて市民・学識者・事業者・行政が一体となり、花畑広場の整備、熊本駅周辺の緑化推進、熊本地震で被災した熊本城公園の復旧及び活用、白川河川敷の活用等、様々な緑やオープンスペースの施策に取り組み、成果を上げています。また、令和 4 年（2022 年）開催の全国都市緑化フェアを契機に、スポンサー花壇や市民・企業との連携事業の新規プロジェクトを展開し、市域全体で緑のまちづくりを推進している点が高く評価されました。



整備された花畑広場周辺と再開発ビル



熊本城公園の復旧と緑の保全・活用

新町・古町、川尻地区には独自の町並みづくりガイドラインがあります！

歴史的な町並みが残る中央区の新町・古町地区と南区の川尻地区では、市と地区住民が協働で町並みづくりガイドライン等の策定や保存活用を行い、歴史や文化を踏まえた町並みづくりに取り組んでいます。

町並みづくりガイドラインでは、町並みづくりの基本方針をはじめ、伝統的様式建造物などの特徴を紹介することにより、町並みの保存・修景の基準などを示しています。また、ガイドラインの基準に即して、町並み協定を締結し、市長の認定を受けた地区においては、町屋や一般建造物の外観の保存・修景の経費の一部について市が助成をしています。



新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン



川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン

4. 景観形成の基本的な考え方の体系

1. 理念

水と緑と歴史を活かし
地域と共に賑わいと活力を育む
くまもとの景観づくり

2. 目標

- ①熊本らしさの印象を高める重要な場所での「眺望景観づくり」
- ②市民の文化性、活力が感じられる「沿道景観づくり」
- ③個性と愛着あふれる「地域景観づくり」
- ④多様な主体が参画する「協働の景観づくり」

3. 基本方針

- ①熊本らしさの印象を高める重要な地域の景観形成を推進します
- ②郷土の自然や歴史を踏まえた建築物等や屋外広告物を誘導します
- ③良好な景観づくりのモデルとなるよう公共空間の質を向上します
- ④豊かで美しい緑と水辺がつながるうるおいある景観を創出します
- ⑤地域の個性創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みをつくりま

4. 景観形成方針

● ゾーンの景観形成方針 (P25~P26)

- ・都市型居住景観形成ゾーン(中心部)
- ・都市近郊型居住景観形成ゾーン(周辺部)
- ・郊外型居住景観形成ゾーン(郊外部)
- ・田園景観・既存集落景観保全ゾーン
- ・自然環境景観保全ゾーン

● 軸の景観形成方針 (P26~P27)

- ・沿道景観形成軸
- ・水辺景観形成軸

● 地域拠点の景観形成方針 (P27)

↓ 重点的に景観形成を推進する地域

● 重点地域の景観形成方針 (P28)

(1) 視点場の設定と眺望の保全・向上 (P28)

(2) 重点地域毎の景観形成方針 (P30)

・熊本城周辺地域 (P30 ~ P41)

- ランドマークとしての熊本城への眺望の確保
- 熊本城からの眺望の保全
- 市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の保全
- 熊本城と調和したまち並み景観の創出
- 誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の景観向上

・水前寺周辺地域 (P42 ~ P44)

- 市街地の中でシンボルとして残された、緑と水辺の良好な眺望の保全

・江津湖周辺地域 (P45 ~ P52)

- 「日本一の地下水都市熊本」の印象を高める広がりのある水と水辺の眺望の保全

・熊本駅周辺地域 (P53 ~ P57)

- 熊本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいが感じられる景観形成

・電車通沿線地域 (P58 ~ P59)

- 都市軸として連続する軸性の強化と風格あるまち並み景観の形成

・白川沿岸地域 (P60 ~ P66)

- 水辺の緑と調和し、白川に顔を向けた市街地景観の形成

● 特定施設届出地区の景観形成方針 (P67)

- 都市の骨格にふさわしい調和のとれた美しい沿道景観の形成

● 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針 (P67)

- 田園景観と調和した空の玄関口にふさわしい景観の形成

景観形成基準

(P69 ~ P120)

- ・大規模行為
市域全体
- ・特定施設届出地区
重点地域
- ・熊本空港周辺景観形成地区

第2節 景観形成方針

1. 景観形成のよりどころとなる視線

私たち熊本市民が景観を語る時、そこには無意識のうちに三つの視線があります。

一つは熊本城に向かうもの、二つ目は阿蘇に向かうもの、三つ目は都市を囲む山並みに向かうものです。多くの学校の校歌にも歌われているように、熊本市民は、いつもそれらの見え方を意識してきました。それはこの三つが、熊本の歴史と雄大な自然を象徴的に表現しているからでしょう。

平成28年（2016年）の熊本地震においては、熊本城も甚大な被害を受け、着実に復旧が進められているものの、完全復旧にはまだまだ長い年月を要し、私たちはその様子をしっかりと見守る必要があること、また、湧水等自然の恩恵の上に成立する都市であり、将来も豊かな自然と共にありたいと願うことから、次の三つの普遍的な視線をよりどころとして景観形成を進めます。

- 熊本城に向かう視線を大切にします。
- 阿蘇（熊本の水源）に向かう視線を大切にします。
- 都市を囲む山並みへの視線を大切にします。

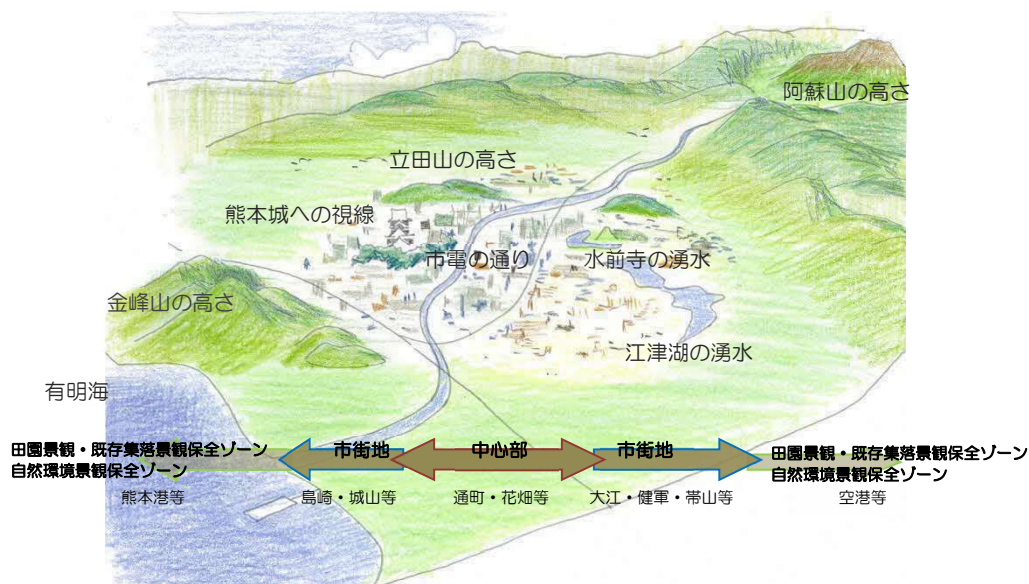


図 2-5 熊本市の景観をつくる視線



図 2-6 天守閣から見える都市の構造

2. ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針

本市の地域特性を活かした個性ある景観形成を進めていくために、ゾーンと軸、地域拠点の景観形成方針を定めます。

(1) ゾーンの景観形成方針

■都市型居住景観形成ゾーン（中心部）

～熊本城をシンボルとする中心市街地と一体となった都市型居住景観の形成～

- ・土地の高度利用を活かしながら、熊本城への眺望や熊本城から阿蘇への眺望に配慮した景観形成を図ります。
- ・中心商業地のにぎわいや楽しさを大切にしながら、都市の顔にふさわしい景観形成を図ります。
- ・市街地に残された緑や水辺を活かしたうおいの感じられる景観形成を図ります。
- ・歴史的風致維持向上計画の重点区域に含まれる新町・古町等の城下町の趣きが残る歴史的なまち並み地区は、歴史的資源を活かし、歴史を感じられる景観形成を図ります。



熊本城から見た中心市街地のまち並み

■都市近郊型居住景観形成ゾーン（周辺部）

～良好な近郊型居住景観の形成～

- ・地域の拠点となる商店街などでは、親しみやすくにぎわいがある中に、調和のとれた景観形成を図ります。
- ・住宅地に隣接した工業・流通業務地については、住宅地との共存のために周辺環境に配慮した景観形成を図ります。
- ・古くから市街化された住宅地は、落ち着いた雰囲気とうおいのある緑豊かな景観形成を図ります。
- ・緑豊かな住宅地は、斜面緑地の保全や地域内に点在する歴史的資源を活かした景観形成を図ります。



熊本県庁付近のまち並み

■郊外型居住景観形成ゾーン（郊外部）

～落ち着いた感じのある郊外型居住景観の形成～

- ・郊外の計画的な住宅団地は、周辺の自然景観との調和に配慮した景観形成を図ります。
- ・斜面や社寺等の樹林地は、地域らしさの印象を高める資源として保全・活用を図ります。
- ・歴史的風致維持向上計画の重点区域に指定されている川尻地区等の歴史的なまち並み地区は、歴史的資源を活かし、落ち着いた感じられる景観形成を図ります。



植木町の住宅団地

■田園景観・既存集落景観保全ゾーン

～うるおいある田園景観の保全、田園景観に配慮した集落の景観保全～

- ・金峰山周辺、加勢川周辺、緑川流域等の田園部は、広がりのある田園景観の保全や周囲の自然と調和した景観形成を図ります。
- ・既存集落においては、周囲の田畑等の農業景観や自然景観との調和を図ります。
- ・有明海沿岸では、熊本港周辺等の修景や広告物の規制等により、広がりを感じられる景観形成を図ります。



城南町の田園

■自然環境景観保全ゾーン

～緑豊かな自然景観の保全～

- ・金峰山、本妙寺山、立田山、託麻三山、雁回山の山並み等、まとまりのある緑について、市民の憩いの場として適切な維持管理により保全を図ります。
- ・市街地の背景に山並みが望める良好な景観の保全に努めます。



金峰山等の山並み

(2) 軸の景観形成方針

■沿道景観形成軸

～魅力ある沿道景観の形成～

- ・国道3号、国道57号、国道3号熊本北バイパス、産業道路、J R 線等の主要交通ネットワークを形成する道路沿道等は、まちの個性を表現する魅力ある沿道等景観の形成を図ります。
- ・第2空港線、国体道路東西線、熊本港線等の本市の印象を高める道路沿道は、空や港からの玄関口にふさわしい魅力ある沿道景観の形成を図ります。
- ・国道266号、県道熊本高森線、県道熊本玉名線等の地域の骨格となる沿道は、田園やまち並み等の地域毎の特性を活かした沿道の景観形成を図ります。
- ・沿道に整備された街路樹の適切な維持管理により、美しい街路樹景観の形成を図ります。
- ・主要な幹線道路の交差点では、建築物や広告物の誘導により、結節点にふさわしい良好な景観形成を図ります。



国道3号（清水新地付近）

■水辺景観形成軸

～うるおいある水辺景観の形成～

- ・河川敷の緑地の保全や河岸の親水性の向上等により、軸としての連続性とうるおいのある水と緑の景観形成を図ります。
- ・河川沿いの建築物等の川に向けた顔づくりや橋梁等の修景、堤防の緑化等により、河川と川沿いのまち並みが一体的に感じられる水辺景観の形成を図ります。



白川

（3）地域拠点の景観形成方針

～地域の特性に応じた景観の形成～

- ・各地域拠点※¹では、地域住民の意向を踏まえつつ、各拠点の景観特性や土地利用、あるいは地域の歴史文化と調和を図り、各拠点の住民や事業者、まちづくりセンター等と連携し、地域の暮らしを支える都市機能が集積する都市空間に相応しい景観の形成を図ります。



子飼商店街

※1：商業、医療、金融などの都市機能を維持、確保し、周辺地域の核となる地区のことで、その位置は第2次熊本市都市マスタープランで、次の15箇所が設定されている。

○植木地区、北部地区、楠・武蔵ヶ丘地区、八景水谷・清水亀井地区、子飼地区、長嶺地区、水前寺・九品寺地区、健軍地区、平成・南熊本地区、刈草地区、富合地区、城南地区、川尻地区、城山地区、上熊本地区

3. 重点地域の景観形成方針

熊本らしさの印象を高め、良好な景観形成を進めていくために、視点場の設定と眺望の保全・向上の方針及び重点地域の景観形成方針を定めます。

(1) 視点場の設定と眺望の保全・向上

①景観の構成要素

景観は、主に視点場、視対象、そして眺望で構成されています。

■視点場

- ・視点場は視対象を眺める人が位置する場所のことです。
- ・視対象を眺めるときの視点場は、ある程度の広がりがある広場などの「面」であったり、移動しながら見る道路等の「線」であったり、必ずしも1点に固定されるものではなく、領域を有しています。

■視対象

- ・視対象とは、人が眺める対象物のことです。
- ・視対象は、必ずしも一つではなく、複数ある場合が多く、重なり合っています。例えば、熊本城の天守閣と手前の石垣が視対象となったり、長堀と桜並木が視対象となったりする場合があります。

■眺望

- ・視点場から視対象を眺めるときに、視覚で捉えられる範囲の景観のことです。
- ・眺望は、視対象を中心として、視点と視対象の間にある「前景」、視対象の背後にある「背景」で構成されます。
- ・前景と背景は、眺望に大きく影響することから、良好な景観形成のためには、前景と背景のあり方について配慮が求められます。

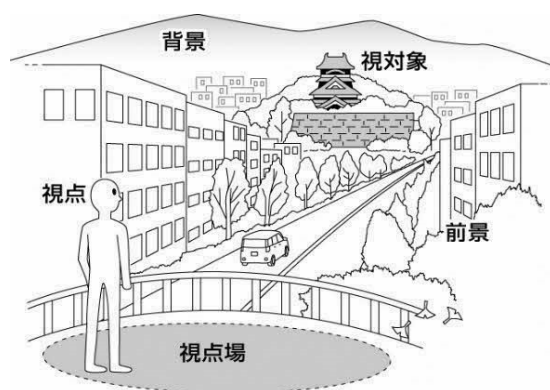


図 2-7 視点場と視対象のイメージ

※参考文献：篠原修編「新体系土木工学 59 土木景観計画」

②熊本市における視点場の設定

- ・熊本らしさの印象を高める景観形成を進めるために、市民や来訪者から愛され、かつ熊本らしい眺望を望むことができる場所を、視点場として設定します。
- ・視点場は、屋外の公的空間（道路、橋、公園等）上の地点や一定の領域とします。
- ・当該視点場からの眺望の特性を踏まえ、眺望の保全・向上を図るとともに、市民の郷土愛の醸成や賑わい創出、観光交流の拡大に寄与するよう、本市のまちづくりに活用します。

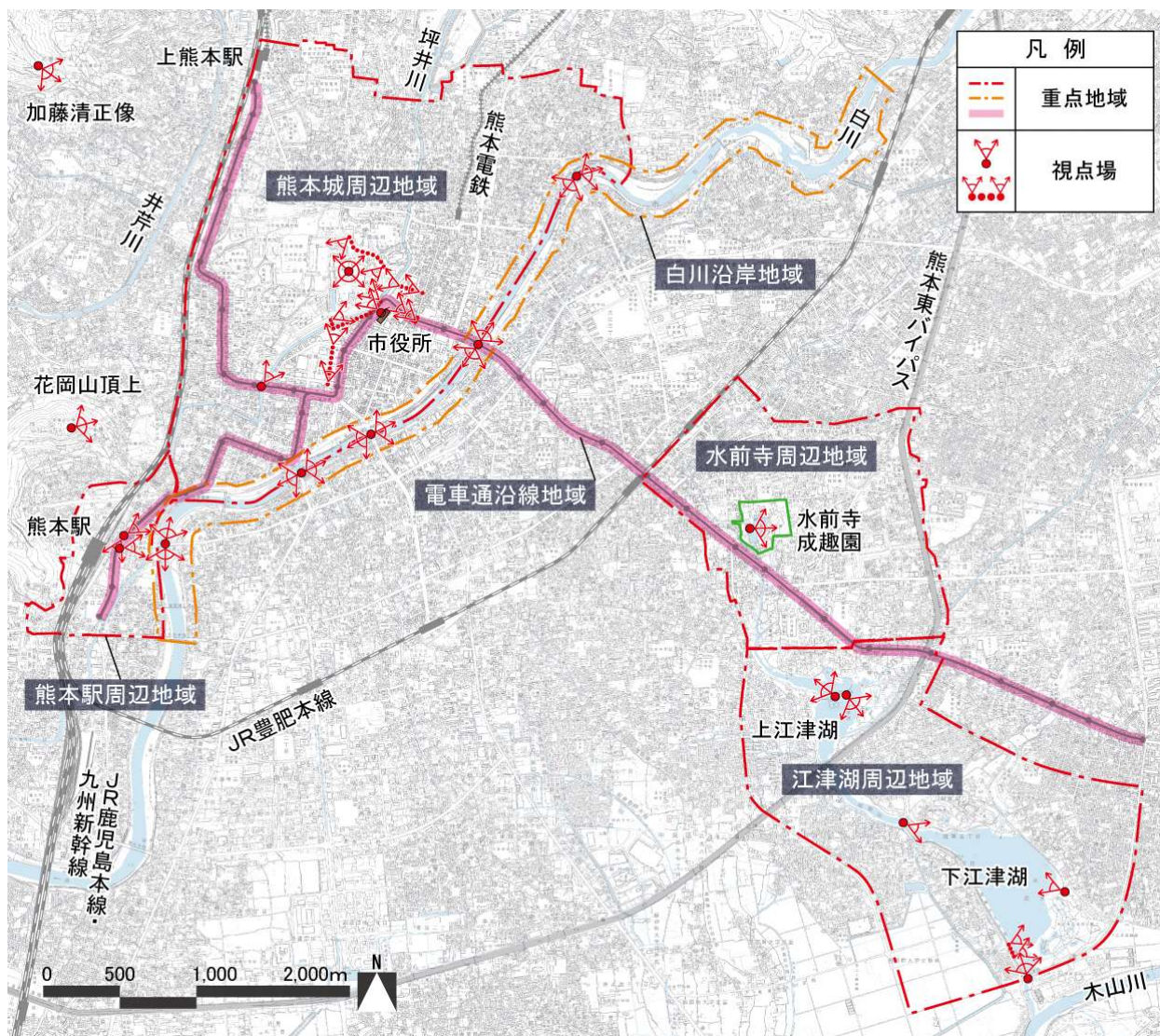


図 2-8 重点地域及び視点場

(※視点場の詳細は、「(2) 重点地域毎の景観形成方針」(P30～P66))

③眺望の保全・向上の方針

- ・指定した視点場からの眺望に影響する大規模建築物の建築や再開発等をしようとする事業者等は、届出対象行為及び景観形成基準に基づき周辺景観に与える影響を検証しつつ、必要な対策を講じることにより、眺望の保全・向上を図ります。
- ・一方、届出対象とならない小規模な建築物や工作物等についても、市域の景観を構成する要素であることから、行政においては市民や事業者等に良好な景観形成についての趣旨を広く周知しつつ、景観形成方針（第2章本節）及び景観形成基準（第3章）に適合するよう配慮を促すとともに、市民や事業者は、景観形成方針及び景観形成基準の内容と趣旨を理解し、これらに適合するよう努めることで、眺望の保全・向上を図ります。

(2) 重点地域毎の景観形成方針

■ 熊本城周辺地域

- ・熊本城は、本市を代表する歴史的遺産であり、熊本城を中心とした良好な景観の形成を図ることが、熊本らしい都市空間の形成を促すことにつながります。
- ・本市の都市イメージを強化するためには、熊本城を中心とした眺望景観の保全、向上を図るとともに、熊本城と調和したまち並み景観の創出を図ることが求められます。



① 景観形成方針

○ランドマーク※¹としての熊本城への眺望の確保

- ・天守閣をはじめとする櫓、石垣、樹木等の熊本城の構成要素について、周囲の市街地から眺めることができる視点場からの眺望をできる限り保全するとともに、周辺のまち並み景観と調和した良好な眺望となるよう向上を図ります。

○熊本城からの眺望の保全

- ・遠景の阿蘇の山並みと近景の城内の樹木及びそれらに挟まれた市街地を一望できる熊本城からの眺望を可能な限り保全します。

○市街地と熊本城との間のゆとりある眺望の保全

- ・熊本城の石垣の美しさを強く訴える坪井川等と直接接する市街地においては、熊本城との間のゆとりある眺望を可能な限り保全します。

○熊本城と調和したまち並み景観の創出

- ・熊本城周囲の市街地については、熊本城のシンボル性を損なうことがないように、建築物や工作物、屋外広告物の位置や規模、色彩、意匠等について、まち並みとの調和に配慮します。

○誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の景観向上

- ・災害時に有効に機能しつつ、魅力と活力ある空間が広がる都市づくりのために、平面駐車場等の低未利用地の活用も含めた再開発等により、公開空地などの空間を生み出し、歩いて楽しく、快適で居心地がよい、きめ細かくデザインされた質の高い都市空間を創出します。

② 対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場を次頁の図に示します。
- ・熊本城周辺地域は、地域の特性を踏まえた眺望確保のため、熊本城特別地区、京町台地地区、一般地区に区分します。

※1：目印となるような特徴的な姿の自然、建築物、工作物など

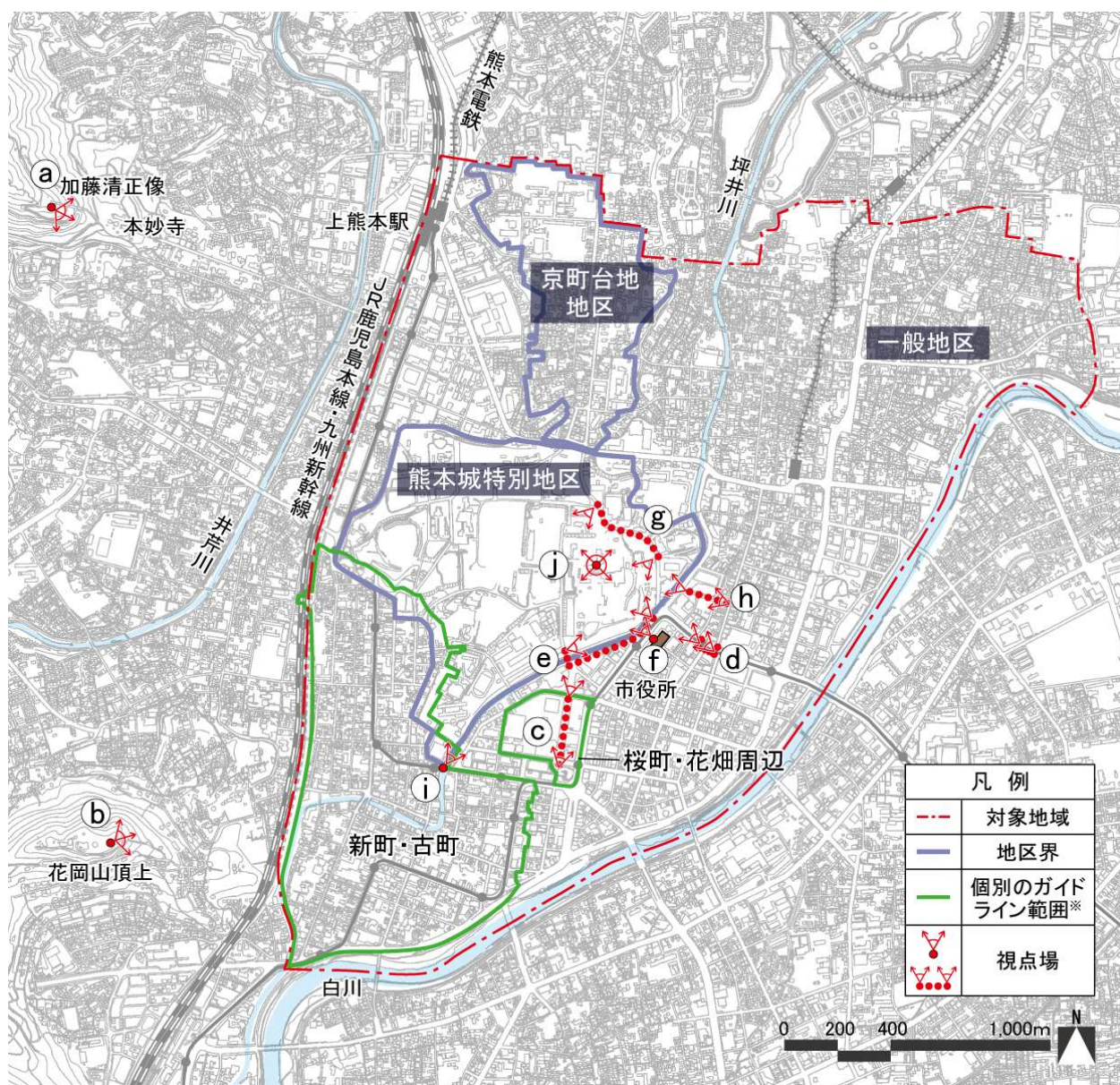


図 2-9 対象地域及び視点場

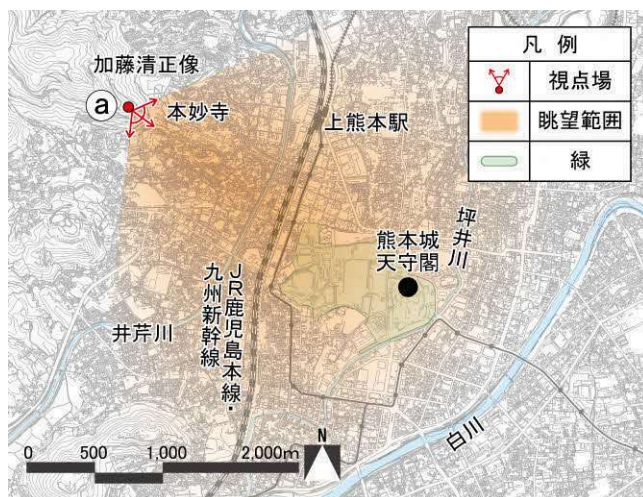
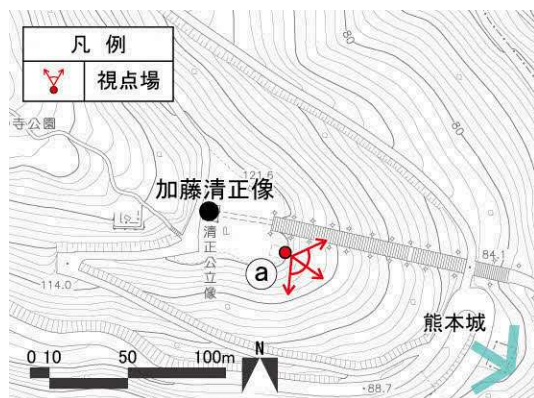
※新町・古町においては、「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン」(P153)、桜町・花畑周辺においては、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 第6章デザインガイドライン」(P153)の内容を踏まえて下さい

③視点場と眺望

- ・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 本妙寺・加藤清正像から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、加藤清正公の立像がある本妙寺公園のあづまや付近。
- ・視点場からは、熊本城域の緑地と天守閣を見ることができ、山並みに囲まれた市街地のパノラマ景観を眺めることができます。

■眺望

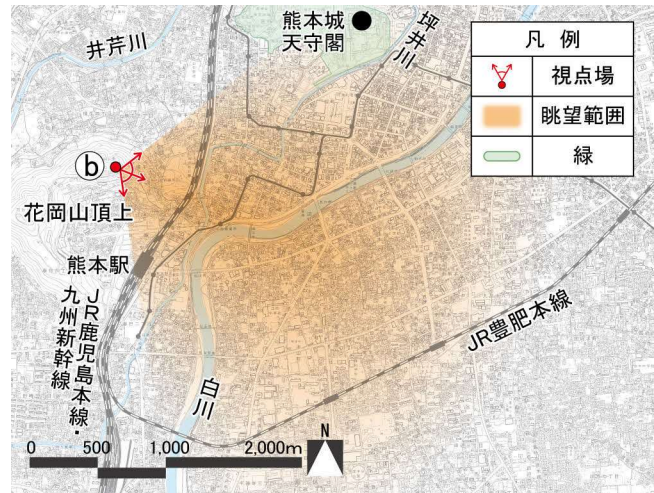
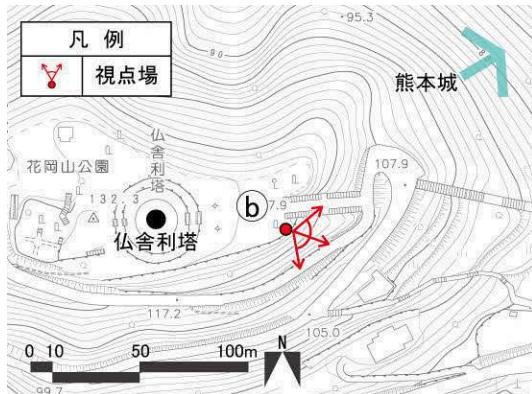


■眺望の保全・向上の考え方

- ・建築物や工作物、屋上広告等の高さは、周囲のまち並みや山並みとの調和を図るとともに、熊本城を取り囲む緑の眺望に配慮し、色彩については高彩度色を大面積で使用することは控えます。
- ・熊本城への眺めと市街地が広がるパノラマ景観を保全するため、眺望範囲を狭めることがないよう視点場周辺の樹木の適切な維持管理を行います。

b 花岡山山頂から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、仏舎利塔のある花岡山公園の階段付近。
- ・視点場からは、熊本城域の緑地と天守閣を見ることができ、山並みに囲まれた市街地のパノラマ景観を眺めることができます。

■眺望

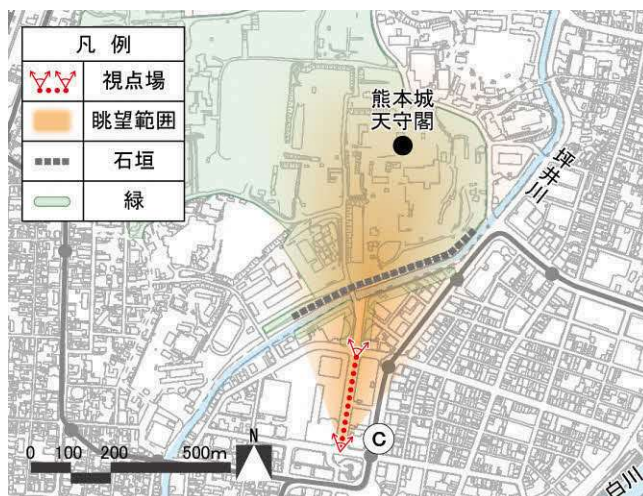


■眺望の保全・向上の考え方

- ・建築物や工作物、屋上広告等の高さは、周囲のまち並みや山並みとの調和を図るとともに、色彩については高彩度色を大面積で使用することは控えます。
- ・熊本城への眺めと市街地が広がるパノラマ景観を保全するため、眺望範囲を狭めることがないよう視点場周辺の樹木の適切な維持管理を行います。

c 花畑広場（シンボルプロムナード）から熊本城への眺望

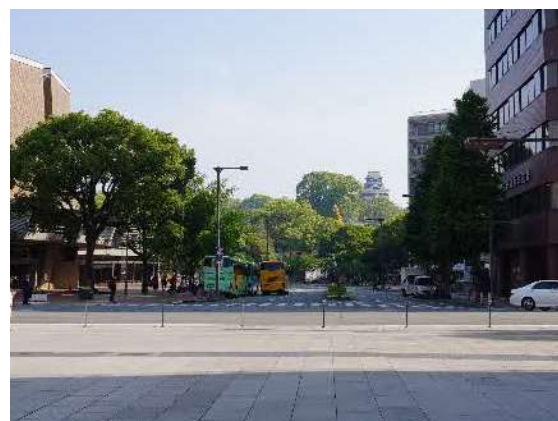
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、花畑広場（シンボルプロムナード）上。
- ・花畑広場（シンボルプロムナード）からは、前方正面に熊本城天守閣、熊本城飯田丸5階櫓（令和5年（2023年）5月時点復旧中）を眺めることができ、再開発事業により整備された質の高い歩行空間や建築物・工作物の統一感のある色彩・意匠など、熊本城との一体感を演出した熊本らしい都市景観が形成されています。

■眺望

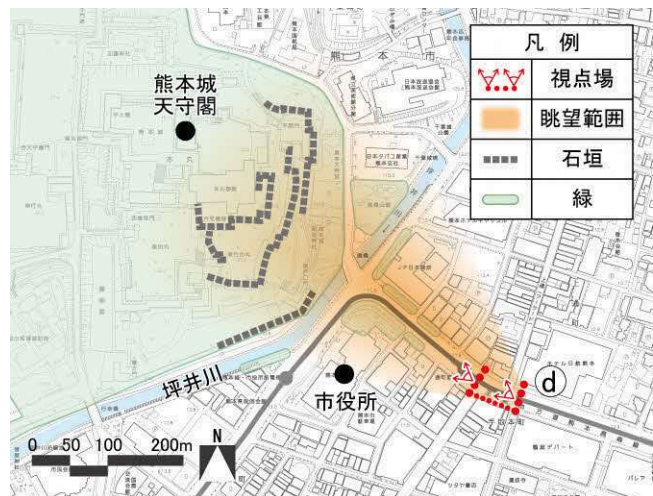
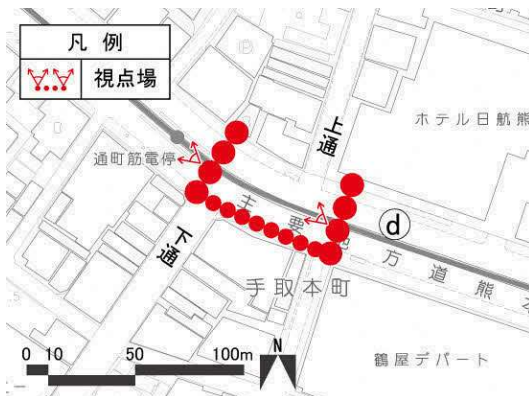


■眺望の保全・向上の考え方

- ・花畑広場（シンボルプロムナード）付近の建築物や工作物、屋外広告物の色彩は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、熊本城天守閣への良好な眺めをささげる屋外広告物の掲出を控えます。
- ・花畑広場（シンボルプロムナード）付近での建築物の新築、建替えにおいては可能な限り道路境界から壁面位置を後退させます。
- ・眺望に配慮しつつ、敷地内は可能な限り緑化を図り、周辺の緑と連続させるとともに、適切な維持管理を進めます。
- ・なお、具体的な空間・景観的デザインの考え方については、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 第6章デザインガイドライン」（P153）を参照して下さい。

d 通町筋電停付近から熊本城への眺望

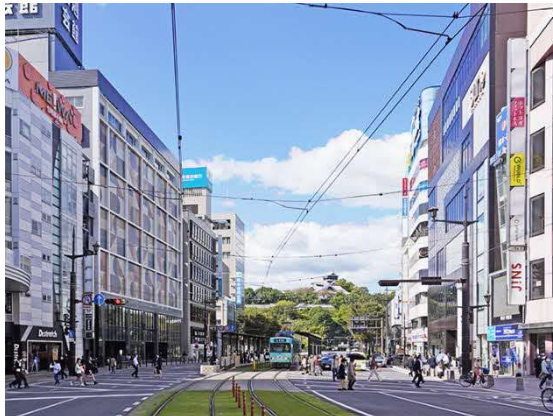
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、通町筋電停東側のスクランブル交差点付近。
- ・繁華街の中心である通町筋の交差点付近からは、前方正面に熊本城天守閣、石垣、城域の樹木を眺めることができます。また、それらを背景に、緑化された軌道敷を走る市電や人々の行き交う姿を見ることができ、歴史的建造物と繁華街のにぎわいが一体となる、熊本らしい都市景観が形成されています。

■眺望

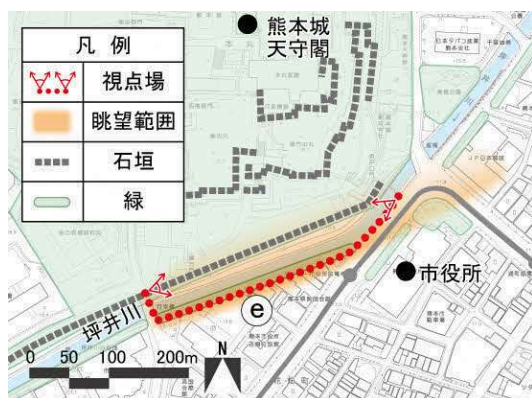


■眺望の保全・向上の考え方

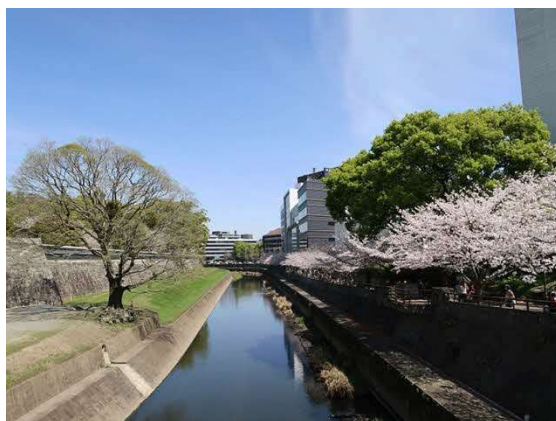
- ・電車通りの建築物や工作物、屋外広告物の色彩は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、熊本城天守閣への良好な眺めをさえぎる屋外広告物の掲出を控えます。
- ・城域の樹木は、天守閣への眺めを妨げることがないように、適切な維持管理を行います。
- ・また、城域の緑との連続性に配慮し、軌道の芝生や街路樹の適切な維持管理を行います。

e 長堀通りから熊本城への眺望

■視点場の位置



■眺望

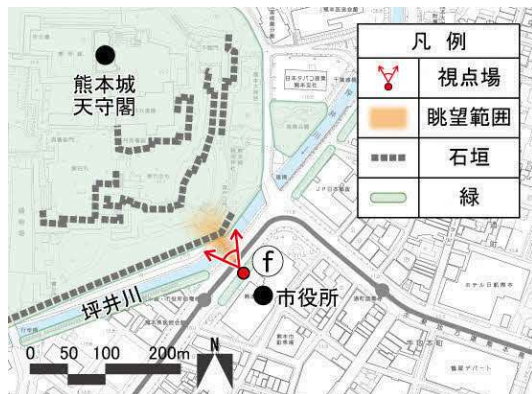


■眺望の保全・向上の考え方

- ・長堀通り沿道の桜並木の景観を保全するため、適切な維持管理を行います。
- ・長堀や石垣の歴史的な雰囲気を損ねることがないように、長堀通りから見える建築物や工作物、屋外広告物の色彩は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、壁面広告や突出し広告、工作物の掲出を控えます。
- ・沿道の堀・柵等の工作物は、熊本城や道路空間との調和に配慮した色彩や意匠とします。

f 市役所前から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、熊本市役所正面玄関前の石彫刻付近。
- ・視点場からは、長堀、石垣及び城域の樹木を眺めることができます。
- ・また、それらを背景に、緑化された軌道敷を走る市電の様子を見ることができます。

■眺望

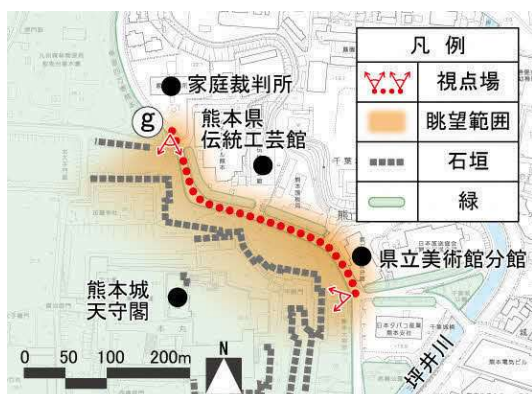


■眺望の保全・向上の考え方

- ・長堀や石垣の歴史的な雰囲気損ねることがないように、道路上の防護柵や架線柱等の工作物については、熊本城との調和に配慮した色彩や意匠とします。
- ・また、城域の緑との連続性に配慮し、軌道の芝生の適切な維持管理を行います。

g 熊本家庭裁判所前から県立美術館分館付近までの通りから熊本城への眺望

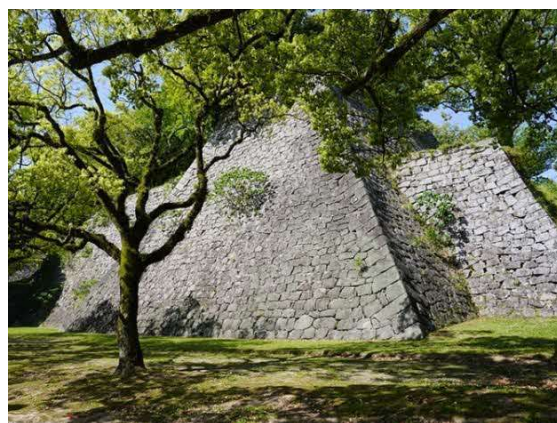
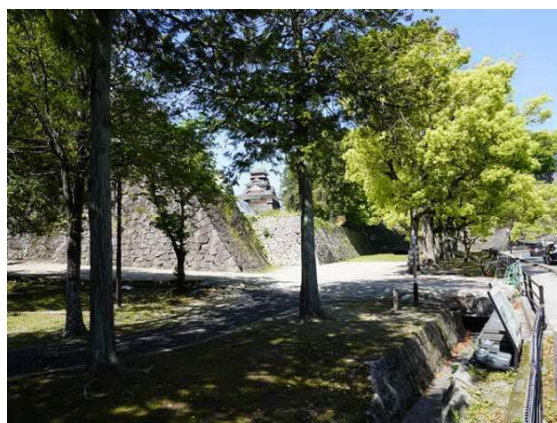
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、(県) 四方寄熊本線上の熊本家庭裁判所前から熊本県立美術館分館付近までの間の領域。
- ・視点場の領域からは、連続的に熊本城の石垣を間近で見られ、場所によって天守閣や平櫓等を眺められるなど、熊本城の重厚感と景観の変化を楽しむことができます。

■眺望



■眺望の保全・向上の考え方

- ・石垣周辺の緑地や街路樹の適切な維持管理を行うとともに、城域の樹木についても、天守閣等への眺めを妨げることがないように適切な維持管理を行います。
- ・沿道の建築物の新築や建替えにおいては、周囲のまち並みと調和した高さとし、色彩は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用します。
- ・また、通りから見える看板等の屋外広告物の掲出をできるだけ控えます。
- ・沿道の敷地は可能な限り緑化し、柵等を設ける場合は、金網フェンスは使用せず、熊本城との調和に配慮した色彩や意匠とします。

h 桜井通り付近から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、桜井通りの上通りアーケードから城東町1号線（日本郵政付近）までの領域。
- ・視点場の領域からは、沿道の建物で形成された細長い路地景観が見られ、その先に熊本城天守閣及び城域の樹木を眺めることができます。歴史的建造物と繁華街の路地裏のまち並みが合わさった、熊本らしい都市景観を形成しています。

■眺望

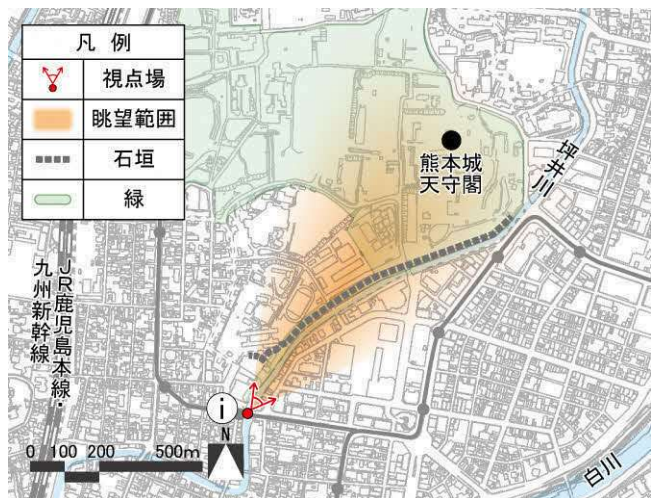


■眺望の保全・向上の考え方

- ・桜井通りの建築物や工作物、屋外広告物の色彩は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、熊本城天守閣への良好な眺めをさえぎる屋外広告物の掲出を控えます。
- ・沿道の建築物の新築、建替えにおいては可能な限り道路境界から壁面位置を後退させます。
- ・城域の樹木は、天守閣への眺めを妨げることがないように、適切な維持管理を行います。

i 船場橋から熊本城への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、船場橋上。
- ・船場橋上からは、湾曲した坪井川の先に、熊本城の天守閣を眺めることができ、坪井川に沿って城域の石垣や樹木が連続し、対岸には多様な規模の建築物のまち並みが見られます。歴史的建造物と中心市街地のまち並み、坪井川が一体となった、熊本らしい都市景観を形成しています。

■眺望

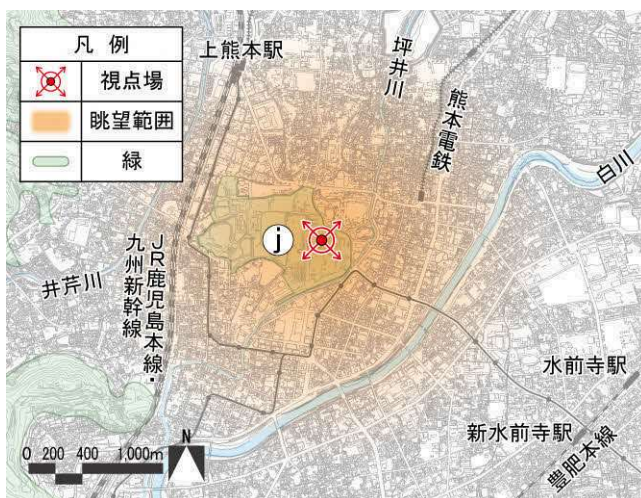


■眺望の保全・向上の考え方

- ・視点場から見える坪井川沿いの建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P84）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・室外機等の設備類は、可能な限り見えにくい位置に設置、または目隠しを施します。
- ・また、視点場から見える柵等については、熊本城との調和に配慮した色彩や意匠とします。
- ・城域の樹木は、天守閣への眺めを妨げることがないように、適切な維持管理を行います。

j 天守閣から市街地への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、熊本城大天守閣の最上階である6階。
- ・視点場からは、金峰山等の山々、阿蘇の山並みの緑に囲まれた中に、市街地が広がる景観を眺めることができます。

■眺望

〔東側〕



〔西側〕



■眺望の保全・向上の考え方

- ・建築物や工作物、屋上広告等の高さは、周囲のまち並みや山並みに調和するスカイライン※1の形成を図るよう配慮するとともに、色彩については高彩度色の使用を控えます。
- ・また、遠くまで広がる市街地の連続性を阻害しないよう、熊本城周囲の建築物の新築、建替えにおいては、可能な限り分節等の工夫により長大な壁面が発生しないようにします。

※1：空を背景とした山岳や建築物の輪郭線

■ 水前寺周辺地域

- ・回遊式の庭園として名高い水前寺成趣園は、本市を代表する名勝です。園路からの変化に富んだ庭園の眺めや、古今伝授の間を視点場とした庭園への眺望は、本市にとって貴重な財産です。
- ・古今伝授の間からの眺望景観を保全するためには、樹木の上に建築物等が見えないようにする必要があります。
- ・水前寺成趣園で湧き出る水は水前寺江津湖公園内を江津湖に向かって流れ、加勢川沿いの緑とともに水前寺周辺地域と江津湖周辺地域とをつなぐ水と緑のネットワークを形成しています。



① 景観形成方針

○市街地の中でシンボルとして残された、緑と水辺の良好な景観の保全

- ・市街地の中に残された緑と水辺の良好な眺望景観を損なわないよう、建築物の高さや広告物の掲出の制限や建築物等の意匠色彩の誘導により、水前寺成趣園からの景観の保全を図ります。
- ・水前寺江津湖公園内の建築物や工作物においては、公園の水や緑の自然景観と調和するよう配慮し、水と緑の景観の保全を図ります。

② 対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場を次ページの図のように定めます。

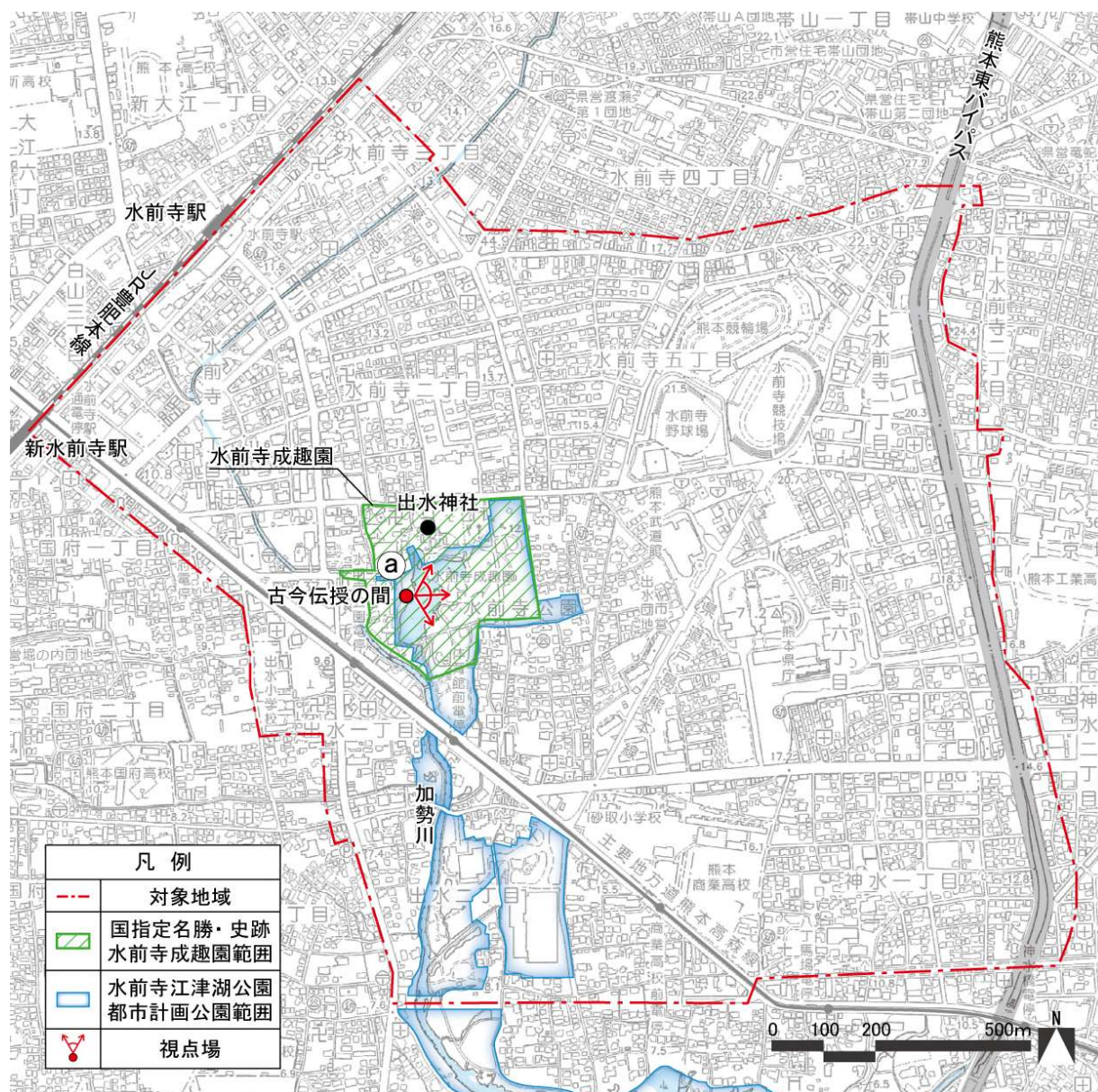


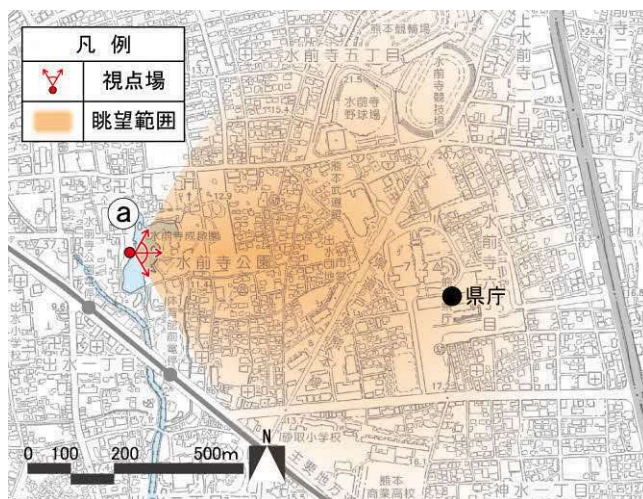
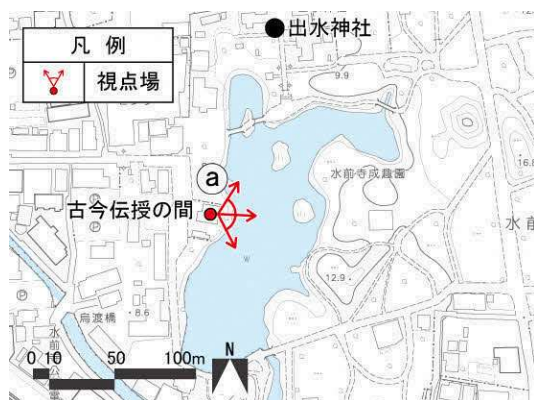
図 2-10 対象地域及び視点場

③視点場と眺望

- ・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 古今伝授の間から水前寺成趣園東側への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺成趣園内の古今伝授の間。
- ・視点場からは、美しい湧水池を中心とした桃山式の優美な回遊式日本庭園を眺めることができます。

■眺望



■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺成趣園の湧水池や庭園の緑地について、適切な維持管理を行います。
- ・庭園の背景に建築物や工作物等が見えないようにするために、園内の緑化や樹木の適切な維持管理を行うとともに、水前寺成趣園の東側街区の建築物等の高さを適切に誘導します。
- ・視点場から見える屋外広告物の掲出を控えます。

■ 江津湖周辺地域

- ・ 上江津湖、下江津湖から成る江津湖は、「日本一の地下水都市熊本」の印象を最も強く高める場であるとともに、東部市街地における重要なオープンスペースとなっています。
- ・ 江津湖の景観は、水鳥がたわむれ、水草や周囲の樹々を映し出す近景の湖面と、その周囲の樹木、江津塘、さらには広々と続く中景の田園及びそれらの近景・中景を介してその奥に遠望される金峰山山系、立田山、阿蘇山系、飯田山、雁回山、宇土半島山系等の遠景の山々によって構成された自然的景観を特徴としています。



① 景観形成方針

○ 「日本一の地下水都市熊本」の印象を高める広がりのある水と緑の景観の保全

- ・ 水前寺江津湖公園は、市街地内の貴重なオープンスペースです。公園敷地に近接する建築物や屋外広告物等が公園内の景観を損なわないように配慮するとともに、公園敷地内の建築物や工作物においても公園の水や緑の自然景観と調和するよう配慮し、地域独特の広がりある水と緑の景観の保全を図ります。

② 対象地域及び視点場

- ・ 対象地域と視点場を次頁の図に示します。

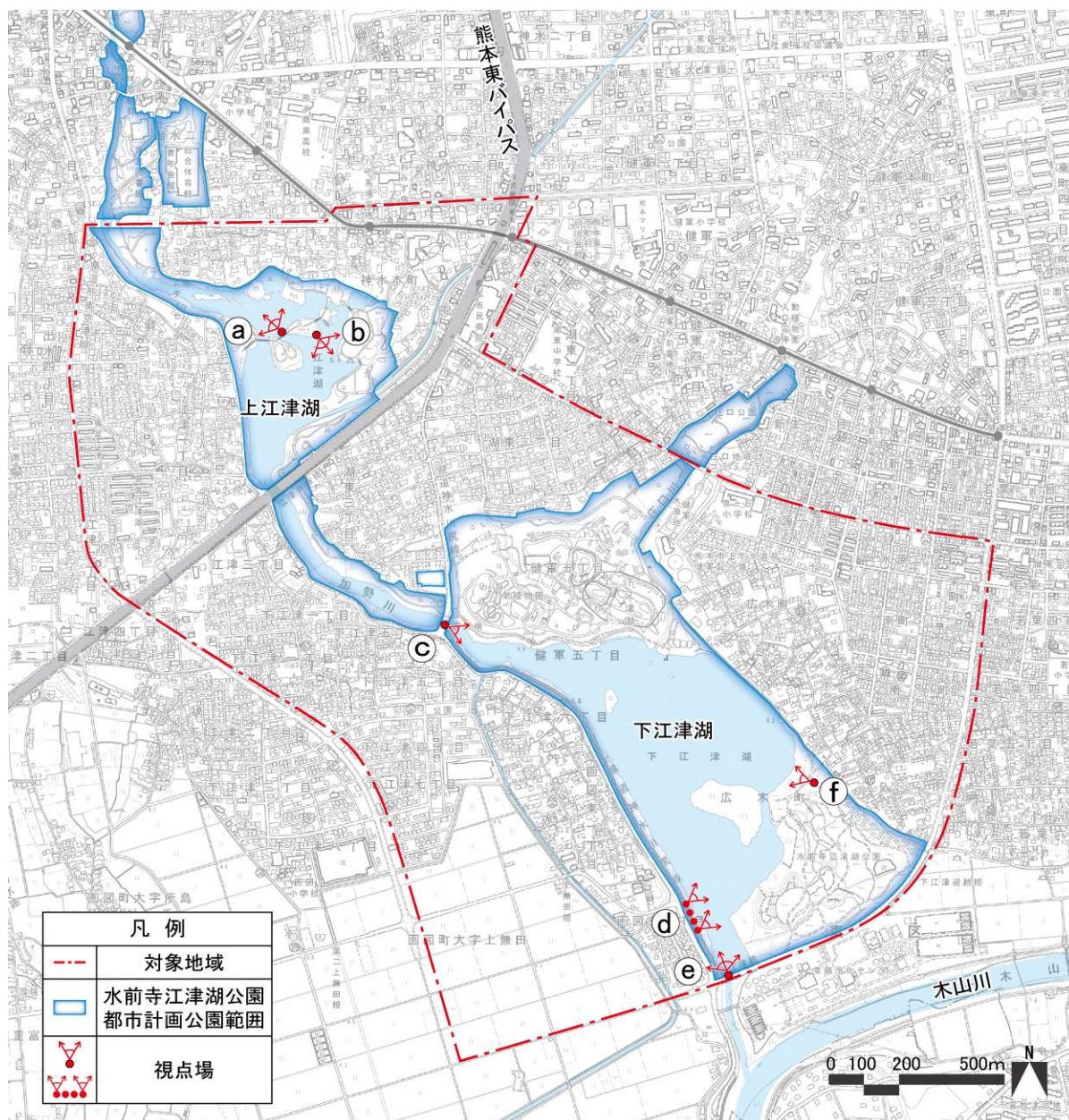


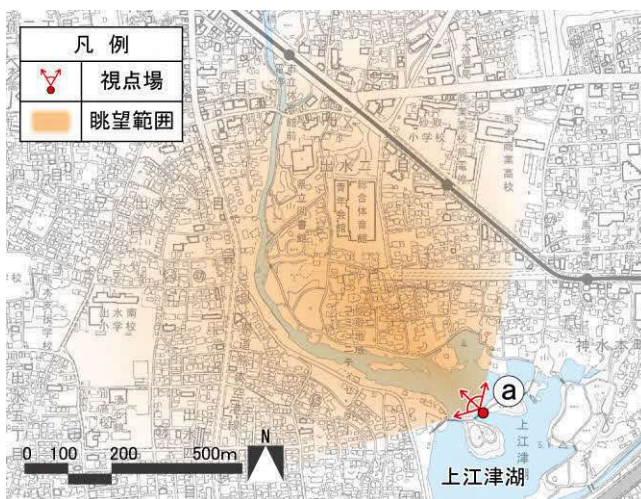
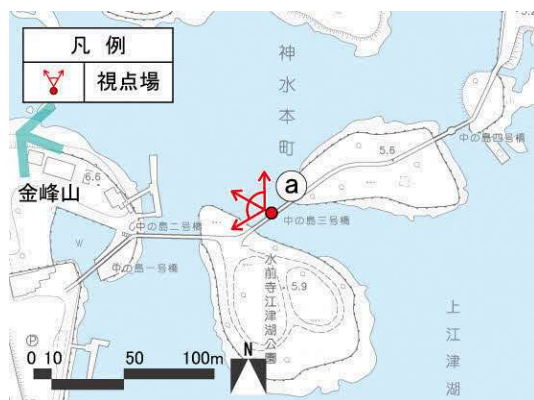
図 2-11 対象地域及び視点場

③視点場と眺望

- ・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 江津湖中ノ島橋から金峰山方面への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺江津湖公園内、上江津湖中ノ島3号橋上。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、さらに背後に金峰山が見られ、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

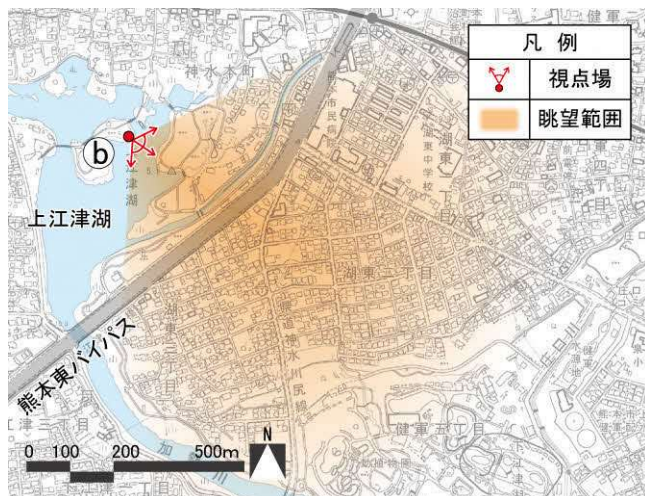


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や金峰山の眺望と調和するよう、公園敷地に近接する建築物等は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

b 江津湖中ノ島から南側水辺への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺江津湖公園内、上江津湖中の島南側付近。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

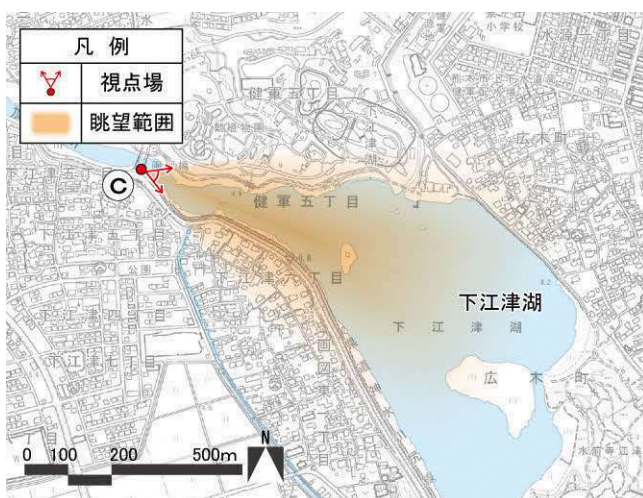


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園の眺望と調和するよう、公園敷地に近接する建築物等は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

c 画図橋から飯田山方面への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、画図橋上。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、さらに背後に飯田山等の山並みが見られ、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

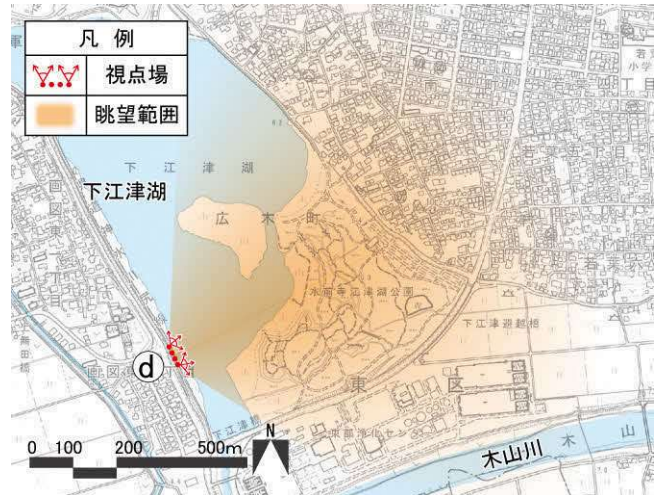


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や飯田山等の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

d 下江津湖河畔から阿蘇方面への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺江津湖公園内、下江津湖西側遊歩道上。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、さらに背後に阿蘇山系の山並みなど、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

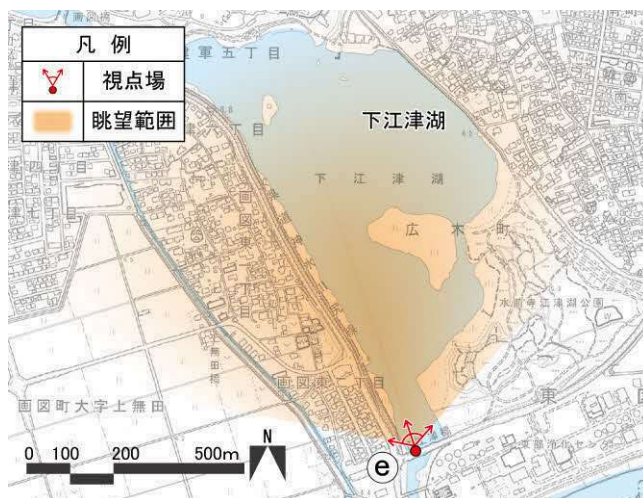


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や阿蘇山系の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

e 下江津橋から下江津湖への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、下江津橋上。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、江津塘等、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望

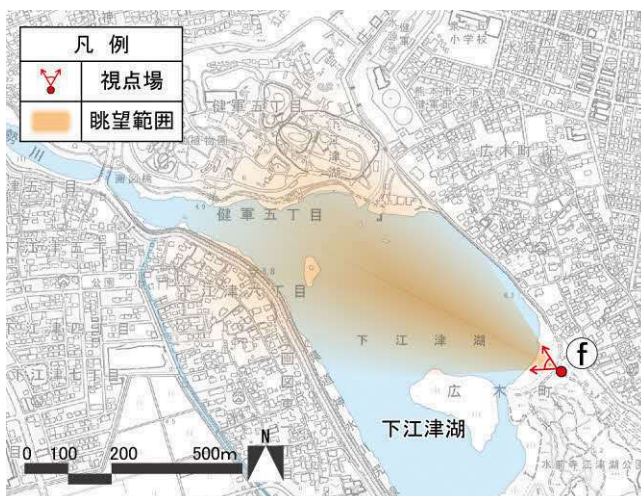


■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や江津塘の並木と調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

f 水前寺江津湖公園（広木地区）から金峰山方面への眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、水前寺江津湖公園（広木地区）。
- ・視点場からは、江津湖の水面と水前寺江津湖公園の緑地、さらに背後に金峰山が見られ、美しく豊かな自然景観を眺めることができます。

■眺望



■眺望の保全・向上の考え方

- ・水前寺江津湖公園内の緑地について、適切に維持管理を行うとともに、江津湖の湧水保全に努め、美化清掃を進めます。
- ・公園内の工作物や遊歩道の舗装は、水や緑と調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・水前寺江津湖公園や金峰山の山並みと調和するよう、背後の建築物等は、勾配屋根の使用や地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P93）を使用します。
- ・建築物等がなるべく視野に入らないよう、公園に接する敷地においては可能な限り樹木植栽や生垣設置を進めます。
- ・屋外広告物の掲出は控えるとともに、小面積で低彩度の色を使用します。

■ 熊本駅周辺地域

- ・九州新幹線鹿児島ルート開業を契機として様々な都市機能が集積する熊本駅周辺では、熊本の陸の玄関口にふさわしい、ゆとりと風格のある景観形成を図るとともに、適切な維持管理と効果的な活用を進め、にぎわいある景観の創出が必要です。



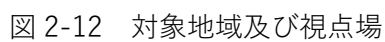
① 景観形成方針

○ 熊本市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいが感じられる景観形成

- ・都市軸のビスタ（見通し）を強調するまち並み形成を進めるとともに、街路樹が映える、わかりやすく、美しい屋外広告景観の形成を図り、熊本市の玄関口にふさわしい景観の形成を図ります。
- ・駅前広場においては、適切な維持管理を進めつつ、市民・事業者・行政の協働による効果的な活用を進め、にぎわいある景観を創出します。

② 対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場は、次頁の図に示します。



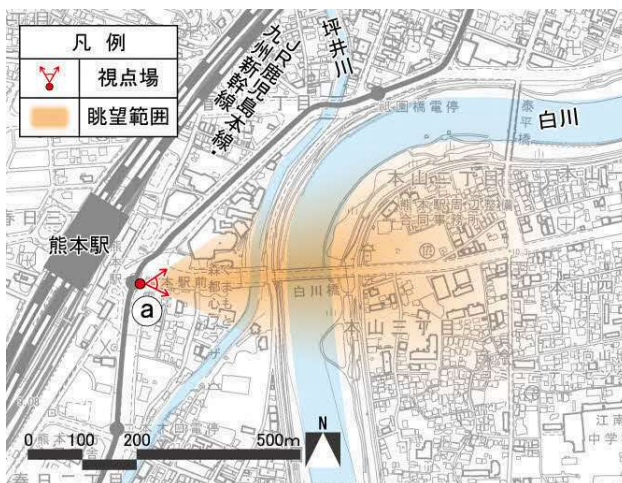
※「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」(P153)の内容も踏まえて下さい

③視点場と眺望

・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 熊本駅白川口から白川橋方面への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、熊本市電熊本駅前電停の北側横断歩道付近。
- ・視点場からは、(主) 熊本停車場線が白川橋まで続く様子と沿道のまち並みを眺めることができます。

■眺望

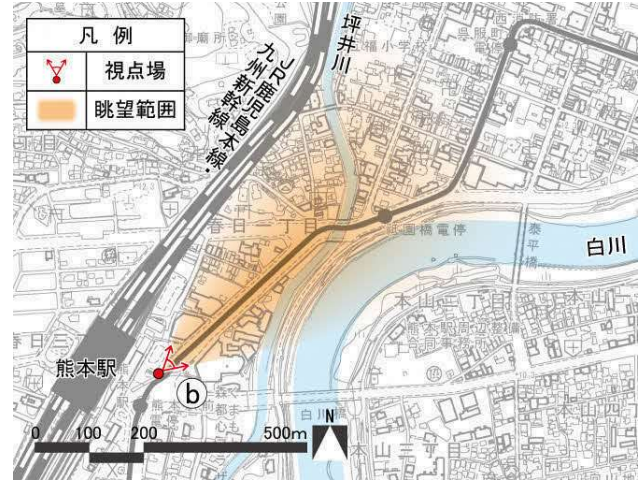


■眺望の保全・向上の考え方

- ・視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・周辺の歩道や道路構造物等は、周囲のまち並みと調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・(主) 熊本停車場線沿道の街路樹の適切な維持管理を行います。

b 熊本駅白川口から北東方面への眺望

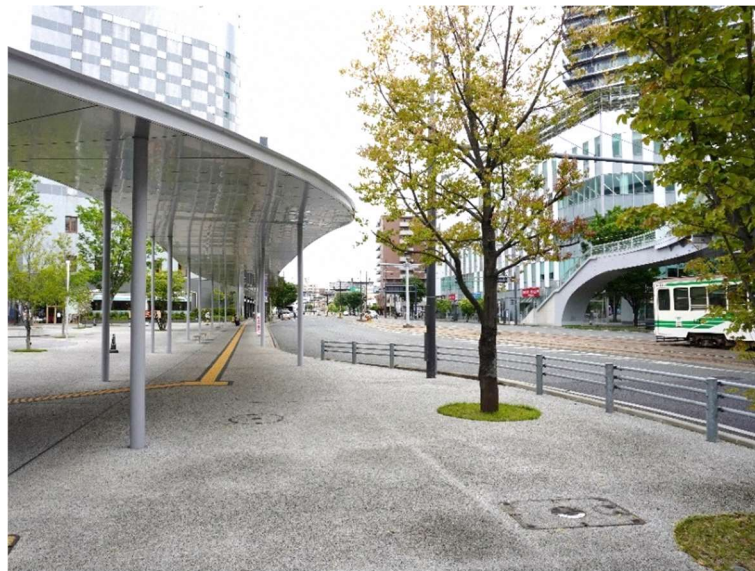
■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、JR 熊本駅前バスロータリー入口（横断歩道北側）付近。
- ・視点場からは、（主）熊本高森線が熊本城方面に向かって続く様子を眺めることができるとともに、沿道のまち並み、バスロータリーと一体となった歩行空間やシェルター、街路樹等を眺めることができます。

■眺望

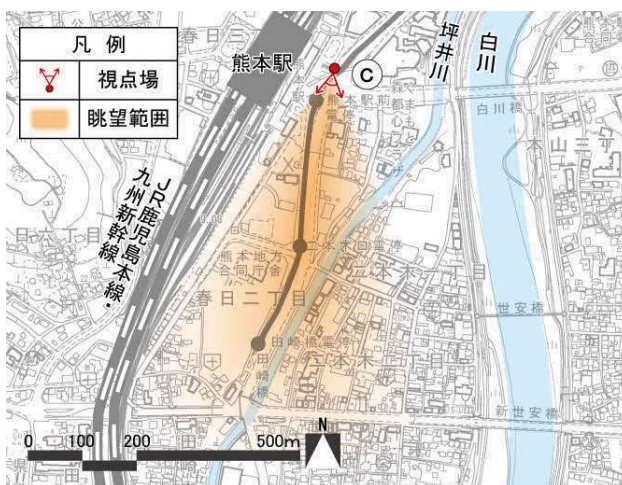


■眺望の保全・向上の考え方

- ・視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・歩道やシェルター、その他の道路構造物等は、周囲のまち並みと調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・（主）熊本高森線沿道の街路樹や駅前広場の樹木の適切な維持管理を行います。

c 熊本駅白川口から南西方面への眺望

■視点場の位置



■視点場と眺望の概要

- ・視点場は、JR 熊本駅前バスロータリー入口（横断歩道北側）付近。
- ・視点場からは、（主）熊本高森線が南西方面に向かって続く様子を眺めることができるとともに、沿道のまち並みや街路樹等を眺めることができます。

■眺望



■眺望の保全・向上の考え方

- ・視点場から見える建築物の壁面は、地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P97）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・歩道や道路構造物等は、周囲のまち並みと調和するよう、材質や意匠、色彩に配慮します。
- ・（主）熊本高森線沿道の街路樹や駅前広場の樹木、軌道の芝生の適切な維持管理を行います。

■ 電車通沿線地域

- ・電車通沿線地域は、市電が通る路線沿線を対象としています。市の市街地の骨格を形成する目抜き通りであり、本市を代表する都市景観を形成しています。



① 景観形成方針

○ 都市軸として連続する軸性の強化と風格あるまち並み景観の形成

- ・市電の車窓から眺める風景が次々に移り変わり、本市の発展の歴史を感じられる地域ごとの個性を活かしたまち並みの形成を図ります。また、新町、古町等の城下町の町割がそのまま残る地域では、城下町の趣を感じられるような景観形成を図ります。
- ・市電の軌道敷内の緑化や電停の改修等の推進、適切な街路樹の維持管理の推進により、電車通り全体の景観の向上を図ります。

② 対象地域

- ・対象地域は、次頁の図で示す範囲とし、電車通沿道の道路境界線に接する敷地とします。

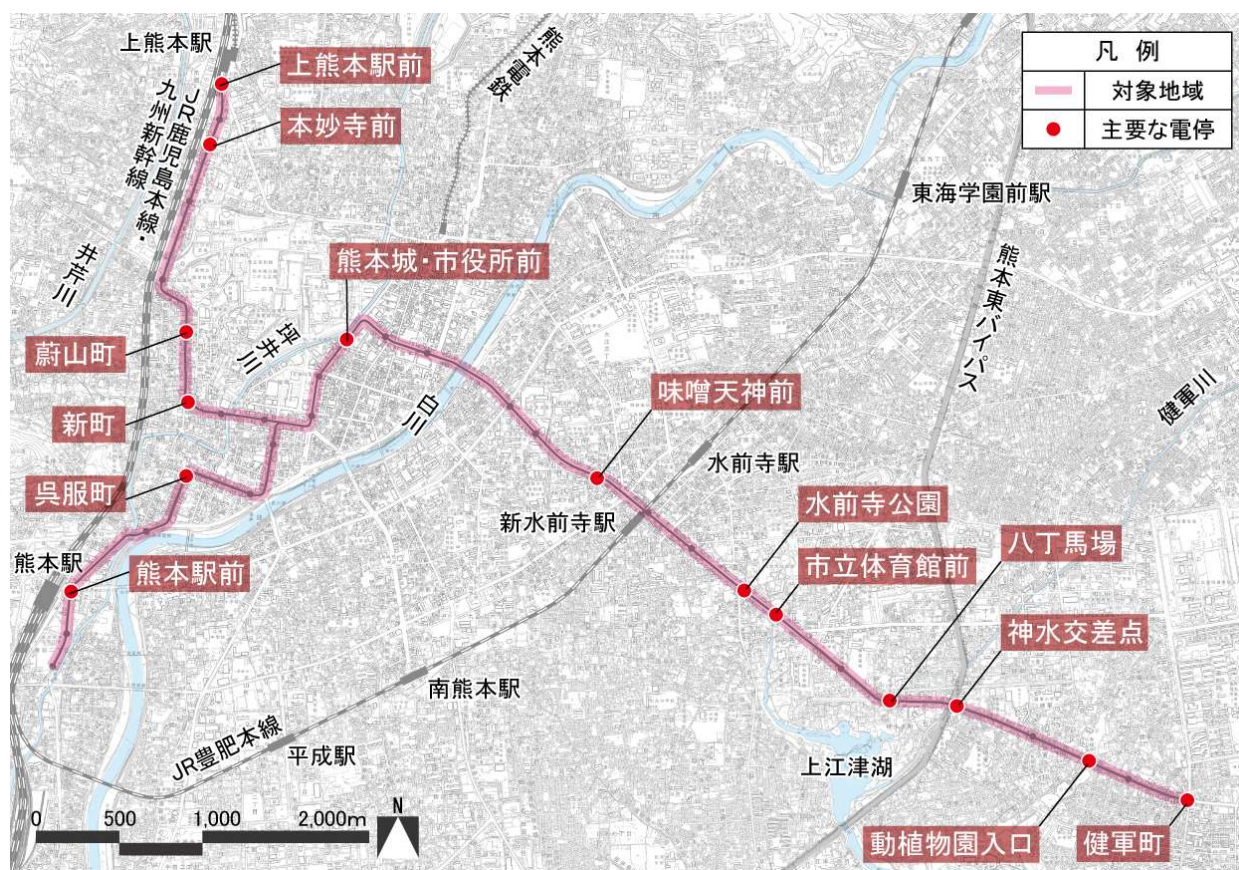


図 2-13 対象地域



本妙寺前電停付近



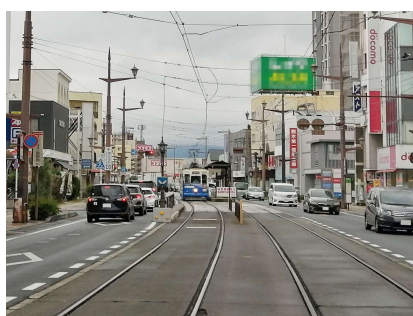
新町電停付近



市立体育館前電停付近



味噌天神前電停付近



健軍町電停付近

熊本城
周辺地域

水前寺
周辺地域

江津湖
周辺地域

熊本駅
周辺地域

電車通
沿線地域

白川沿
岸地域

■ 白川沿岸地域

- ・阿蘇に水源をもつ白川は、本市の市街地の中央を通過して有明海に至ります。
- ・市内を流れる川としては最も広い川幅を持ち、数か所の河川敷では広場が形成され、市民におおいに親しまれています。
- ・白川沿岸には緑地も多く、河川敷の緑と相まって、市街地の中の身近な自然として貴重な財産であることから、都市と自然との融合を感じさせる景観形成が必要です。



① 景観形成方針

○ 水辺の緑と調和し、白川に顔を向けた市街地景観の形成

- ・白川河川敷内や沿岸の緑地の保全を図るとともに、水と緑に調和するよう白川に面する建築物の色彩や屋外広告物の大きさ、デザインを誘導し、魅力ある河川景観の形成を図ります。

② 対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場は、下図で示す範囲とし、白川沿岸の小碓橋下流側から新世安橋上流側までの区間の河川区域界から20mの範囲内とします。

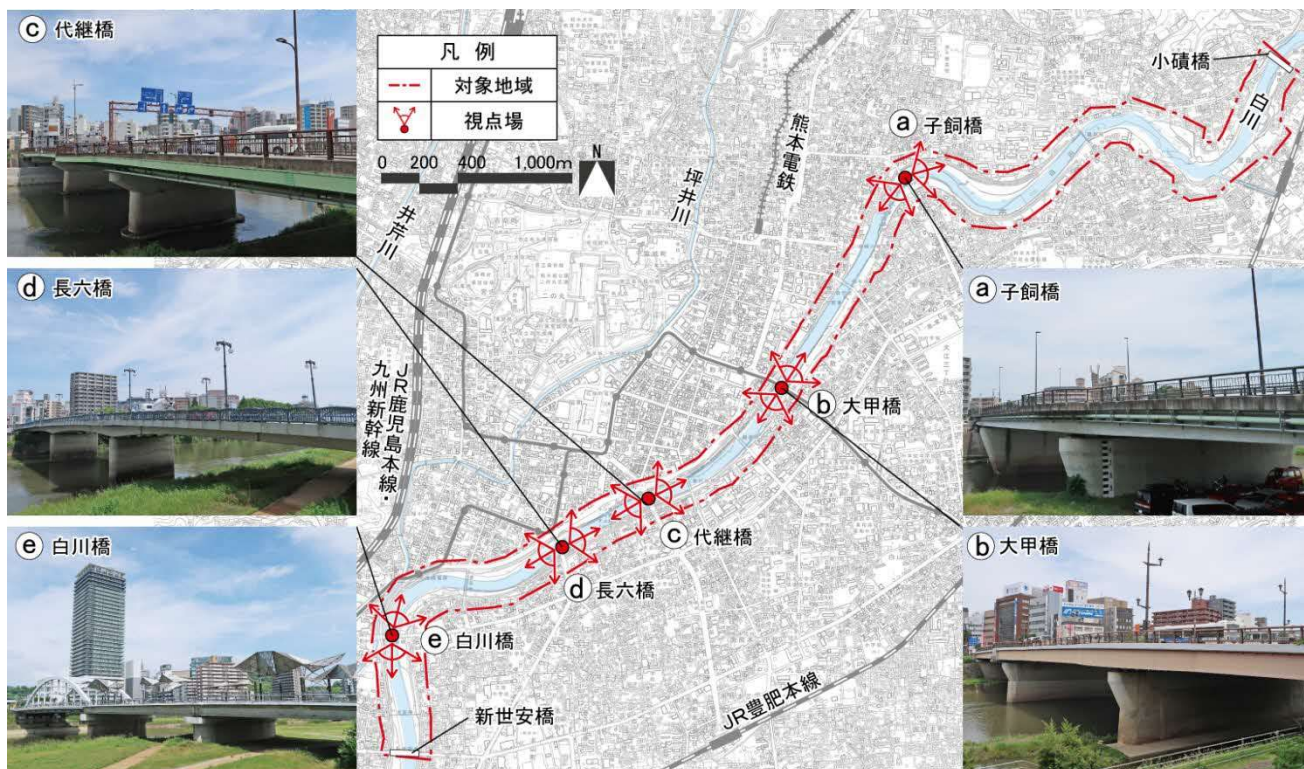


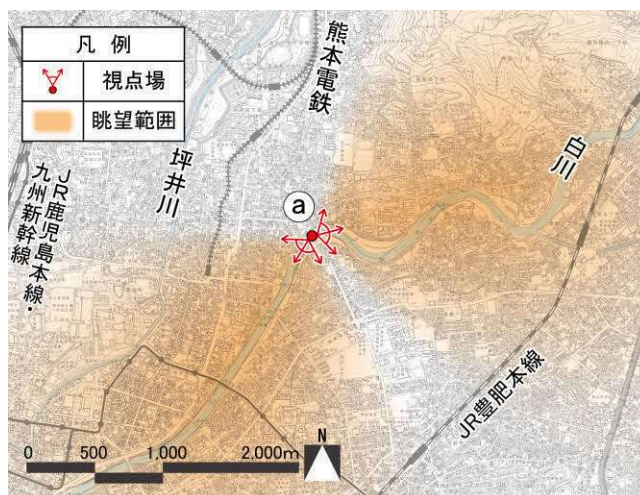
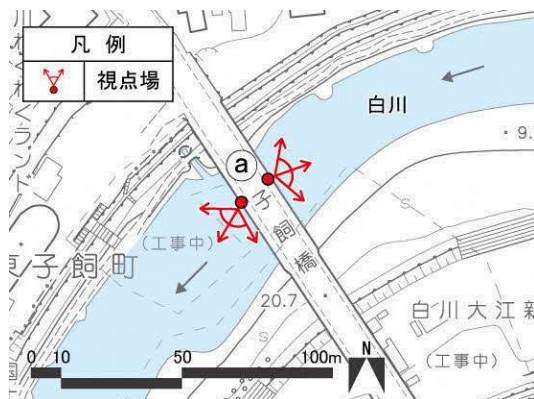
図 2-14 対象地域及び視点場

③視点場と眺望

- ・本地域内で設定する視点場と眺望の概要は、次のとおりです。

a 子飼橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、子飼橋の上流側、下流側へ張り出した歩道部分。
- ・視点場からは、白川と護岸及び護岸上の緑地、川沿いには緑やまち並みを眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕



■眺望の保全・向上の考え方

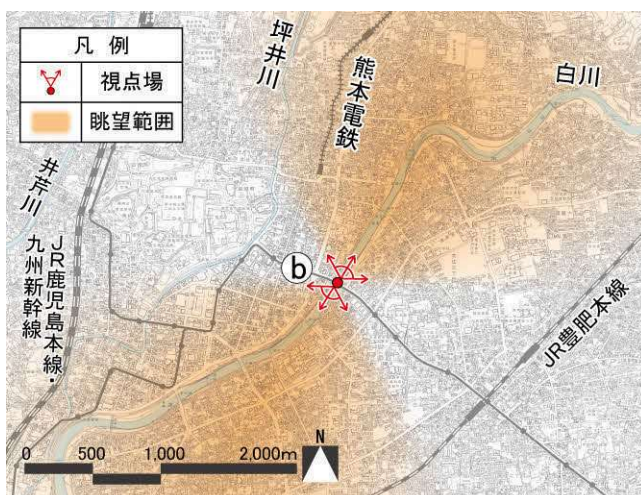
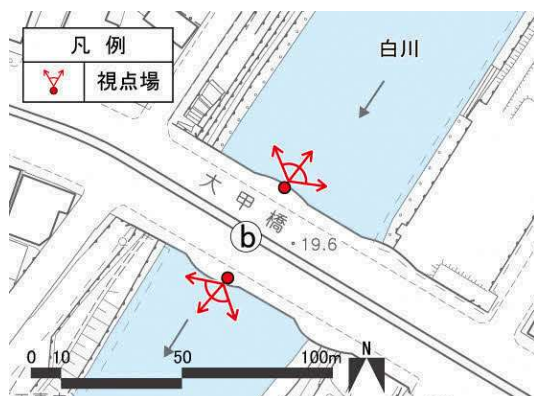
- ・白川河川敷や川沿いの緑地について、適切な維持管理を行います。
- ・河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）

を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。

- ・建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。
- ・緑の連続性を生み出すよう、可能な限り道路側及び川側の敷地内を緑化します。

b 大甲橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、大甲橋の上流側、下流側へ張り出した歩道部分。
- ・視点場からは、白川と護岸及び護岸上の緑地を眺めることができ、川沿いには白川緑の区間やまち並みを眺めることができます。また、上流正面には立田山を眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕

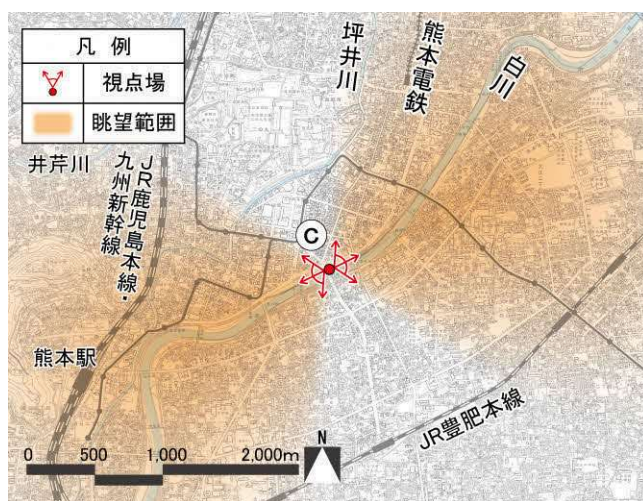
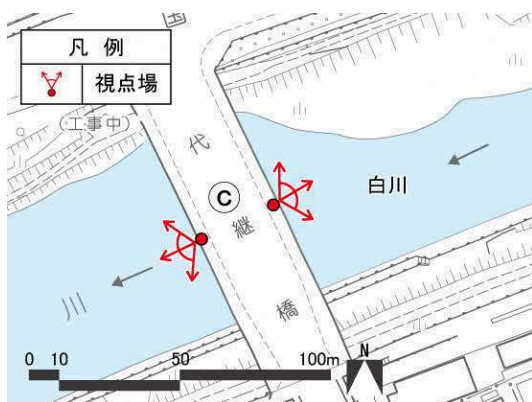


■眺望の保全・向上の考え方

- ・ 白川河川敷や川沿いの緑地や樹木について、適切な維持管理を行います。
- ・ 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・ 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。
- ・ 上流を眺めた場合に、建築物が立田山の稜線を遮らないよう配慮します。

c 代継橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・ 視点場は、代継橋の上流側、下流側へ張り出した歩道部分。
- ・ 視点場からは、白川と白川河川敷及び緑地を眺めることができるとともに、川沿いには市街地のまち並みを眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕

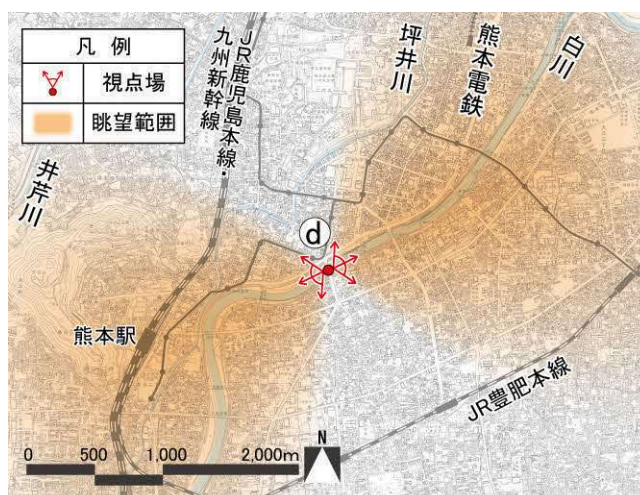
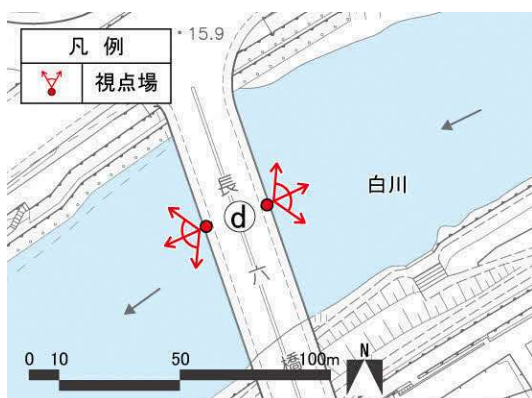


■眺望の保全・向上の考え方

- ・ 白川河川敷や川沿いの緑地や樹木について、適切な維持管理を行います。
- ・ 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・ 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。

d 長六橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・ 視点場は、長六橋の上流側、下流側へ張り出した歩道部分。
- ・ 視点場からは、白川と白川河川敷及び緑地を眺めることができるとともに、川沿いには市街地のまち並みを眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕

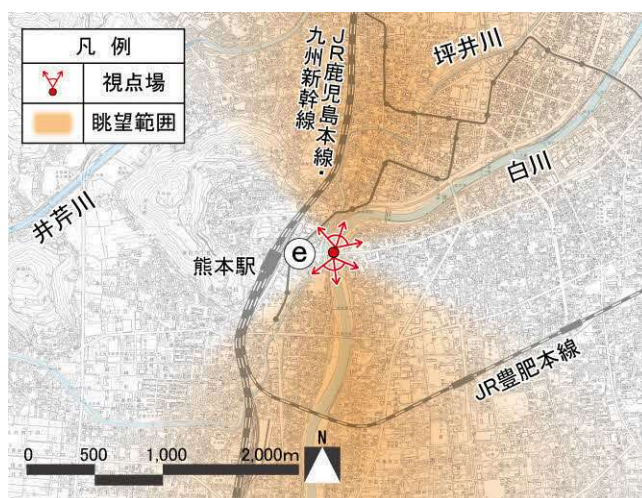
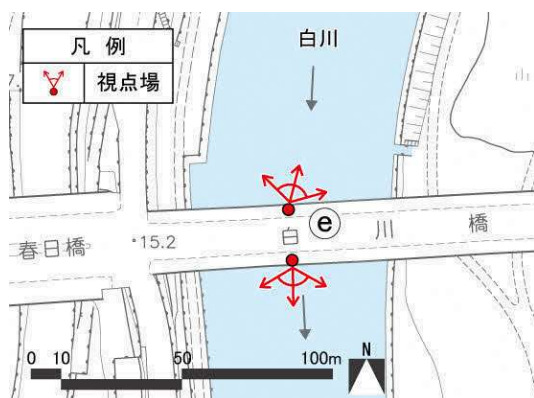


■眺望の保全・向上の考え方

- ・ 白川河川敷や川沿いの緑地や樹木について、適切な維持管理を行います。
- ・ 河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）を使用し、屋外広告物の掲出を控えます。
- ・ 建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。

e 白川橋からの眺望

■視点場の位置



■視点場の位置と概要

- ・視点場は、白川橋の上流側、下流側の歩道上。
- ・視点場からは、緩やかに湾曲する白川と広場を有する白川河川敷を眺めることができるとともに、川沿いには市街地のまち並みを眺めることができ、水と緑と都市のまち並みが調和した広がりある景観を眺めることができます。

■眺望

〔上流〕



〔下流〕



■眺望の保全・向上の考え方

- ・白川河川敷や川沿いの緑地や樹木について、適切な維持管理を行います。
- ・河川沿いの建築物については、壁面は地域で推奨する色彩（景観形成基準 第3章 P105）を使用し、屋上広告や壁面広告等の掲出を控えます。
- ・建築物の新築、建替えにおいては、川にも顔を向けた意匠や配置とし、可能な限り周辺と調和した高さとします。

4. 特定施設届出地区の景観形成方針

- ・特定施設とは、幹線道路に立地する店舗やガソリンスタンド・飲食店等の沿道サービス施設です。
- ・本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市を最初に印象づける路線の沿道等を特定施設届出地区として指定します。そして、指定された地区内の特定施設の建設においては、沿道の連続性や調和を感じさせる工夫を行い、美しい沿道景観の形成を図ることが必要です。



(一)熊本空港線（国体道路）
（長嶺小学校付近）

①景観形成方針

○都市の骨格にふさわしい調和のとれた美しい沿道景観の形成

- ・都市の骨格となる幹線道路沿道の景観をわかりやすく美しいものとします。
- ・車からの視線を意識して、調和のとれた美しい沿道景観となるよう建築物の色使いや、広告物の大きさ、デザインを誘導します。

5. 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針

- ・熊本空港周辺は長い間、地域の人々が培ってきた優れた田園や樹林の景観があり、さらに世界的にも有名な阿蘇の外輪山が遠望できる地域です。また、熊本空港は、熊本の空の玄関口として、多くの人々が訪れる場所でもあります。
- ・このことから、熊本県では、本県を代表する地域として現在ある景観を大切にしながら新たに優れた景観を創造するため、昭和63年（1988年）から当地域を熊本空港周辺景観形成地域として指定しています。当地域の一部にある熊本市域を、本計画において熊本空港周辺景観形成地区として指定します。



東部環境工場付近

①景観形成方針

○田園景観と調和した空の玄関口にふさわしい景観の形成

- ・田園の広がりの中に東部環境工場等が立地しており、九州縦貫自動車道及び県道熊本益城大津線（第二空港線）からの眺望を考慮し、農地の保全を図りつつ、田園景観を基調とした景観形成を図ります。

